

第63期 定時株主総会のご案内

開催日時 2020年6月18日（木曜日）
午前10時（受付開始午前9時）

開催場所 東京都大田区大森北一丁目6番16号
大森東急REIホテル
5階フォレストルーム

- 議案**
- 第1号議案 剰余金の処分の件
 - 第2号議案 取締役（監査等委員である取締役を除く。）8名選任の件
 - 第3号議案 監査等委員である取締役3名選任の件
 - 第4号議案 補欠の監査等委員である取締役1名選任の件
 - 第5号議案 当社株券等の大量取得行為に関する対応策（買収防衛策）継続の件

※新型コロナウイルス感染拡大防止のため、ご出席の株主さまには株主総会会場内にてマスク着用等のご協力をお願いいたします。なお、今後の状況により開催場所など株主総会の運営に大きな変更が生じる場合は、当社ウェブサイトにおいてお知らせいたします。
<http://www.kawasumi.jp>

株主総会にご出席いただけない場合

書面（郵送）またはインターネットにより議決権を行使くださいますようお願い申し上げます。

議決権行使期限 2020年6月17日（水曜日）
午後5時45分まで



世界を舞台に
オリジナリティで
存在感を持つ企業へ

To be a company widely recognized
with its originality on a global stage.

株主のみなさまへ



Message メッセージ

製品の安定供給と
研究開発へのさらなる投資で、
より安心感と存在感のある
川澄化学をめざします

代表取締役社長 齊野 猛司



新型コロナウイルス感染症に罹患された方にお見舞い申し上げますとともに、亡くなられた方に哀悼の意を表します。

株主の皆様におかれましては、平素より格別のご高配を賜り、厚く御礼申し上げます。

2020年4月に代表取締役社長を拝命いたしました齊野猛司でございます。「第63期定時株主総会のご案内」をご高覧いただくにあたりまして、ご挨拶申し上げます。

2018年5月に発表いたしました中期経営計画も2年目が終了いたしました。当第63期は、売上高223億23百万円で前年同期に比べ17億80百万円の減収となりましたが、営業利益6億48百万円（前年同期比8.4%増）、親会社株主に帰属する当期純利益は前年同期に比べ12億8百万円増の13億95百万円となり、前期比で増益となりました。

これは、現中期経営計画のもとで進めてきた構造改革

により、製造経費や販売費及び一般管理費の削減が実現したことが主な要因です。

当社の製品は透析治療、献血・輸血、その他重篤な疾患の治療に不可欠なものであり、新型コロナウイルス感染症が拡大する中でも、事業継続と安定した製品供給が求められます。従業員の安全確保はもちろん、製品供給に影響を及ぼさないよう原材料の確保や生産体制の構築に努めており、現段階では売上への影響は軽微と考えております。本年は長期ビジョン「世界を舞台にオリジナリティで存在感を持つ企業」の実現に向け次期中期経営計画の策定を進めるとともに、現中期経営計画の最終年度としてよりスピード感をもって新製品の開発と販売拡大を推し進め、更なる企業価値向上と持続的発展に努めてまいります。

株主の皆様には引き続きご支援、ご鞭撻を賜りますよう、お願い申し上げます。

川澄の事業とこれまでのあゆみ

■ 市場の声を形にしてきた川澄の製品

川澄化学はこれまで、透析をはじめとする体外循環および献血・輸血製品の分野で、時代毎に市場に必要とされる製品をいち早く開発、販売してきました。近年では、大動脈瘤治療用のステントグラフトをはじめとし、血管内、消化器分野においてオリジナリティを追求した製品を開発、上市しております。これからもお客様の声に寄り添い、スピード感をもって新たな製品を世に出してまいります。

History of KAWASUMI LABORATORIES, INC.

1954

日本初 ディスポーザブル
採血・輸血セットを実用化

1969

人工腎臓用血液回路を生産販売

1972

国産初 コイル型ダイアライザー
「DC-7」を開発

1977

血液バッグ「カーミ」を開発

2018

胆管ステント販売開始

2013

国産初 大動脈用ステントグラフト
を販売開始

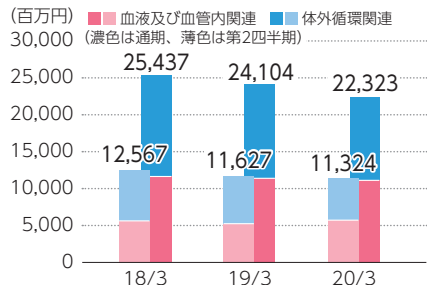
2019

大腸ステント
販売開始

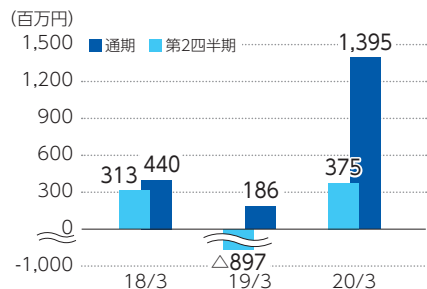
腹水濾過濃縮器
「マスキュア」発売開始

財務ハイライト

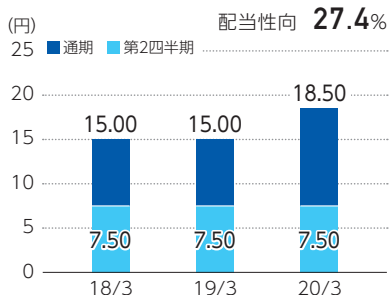
売上高 22,323 百万円



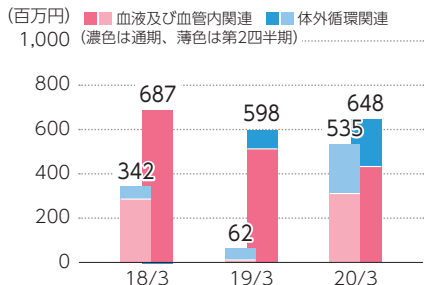
親会社株主に 帰属する当期純損益 1,395 百万円



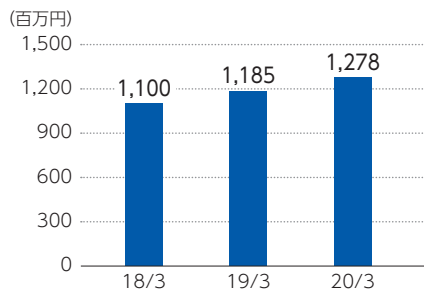
1株当たりの配当金 18 円 50 銭



営業利益 648 百万円



研究開発費 1,278 百万円



通期見通し (2020年4月1日～2021年3月31日) 対前期増減率

売上高	22,000 百万円	△1.5%
営業利益	1,000 百万円	54.3%
経常利益	1,100 百万円	38.2%
親会社株主に帰属する当期純利益	800 百万円	△42.7%
1株当たり当期純利益	38.71 円	

売上高・損益について

売上高は構造改革による撤退品の売上減少により、前年比約18億円の減少となりました。営業利益、親会社株主に帰属する当期純利益は、構造改革による人件費等の減少および、前年度特別損失に計上した構造改革費用の減少によりいずれも増益となりました。

配当について

2020年3月期期末配当金は、投資有価証券や固定資産の売却に伴う特別利益の計上により、普通配当7円50銭に、特別配当3円50銭を加え、1株当たり11円といたします。

見通しについて

売上高は撤退品の販売が終了することにより、前年比で若干の減少を予想しております。営業利益・経常利益につきましては、構造改革効果やコストダウンによる原価低減等により、増益となる見込みです。親会社株主に帰属する当期純利益につきましては、投資有価証券売却益等が無くなることから、減少となる見込みです。

中期経営計画進捗のご報告

2020年3月期を終え、中期経営計画も2年目が終了いたしました。一部不採算製品の撤退も完了し、新製品の製造販売承認取得も予定通り進んでおります。一方で新製品を収益源として育てていくにはまだ課題は残されており、中期経営計画最終年度となる本年も積極的な課題への取組みを続けてまいります。

1

体外循環事業の見直し

人員適正化、拠点統廃合、不採算製品からの撤退が完了し、構造改革効果として約9.8億円の原価および販管費の人件費等削減を行いました。

2

血管内分野の拡大と新分野への進出

新製品上市

2020年3月期には腹水濾過濃縮器マスキュア、川澄ジャバラ大腸ステントなどの承認を取得し、限定施設での観察研究を行ってまいりました。本年度から全国の施設への販売を開始します。

ステントグラフトの海外展開

新型コロナウイルス感染症の影響で一部症例延期なども発生しております。新型コロナウイルス感染症の終息後にはプロモーション活動が再開できるよう準備を進めております。

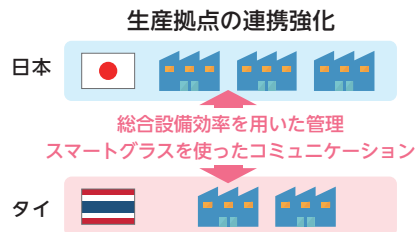
消化器製品の販売促進

胆管ステントの全国販売から1年が経過し、臨床現場から要望されていた留置期間の長い症例が増えてきたことでエビデンスの集積も進んできました。今後、販売資料の充実により、更なる拡販を行ってまいります。

3

生産性の向上

総合設備効率を導入し、国内、タイの工場で連携して生産効率の向上を図っています。また渡航自粛の影響下でもスマートグラスなどを用いて、移管製品の立ち上げや新規装置導入等、国内外の隔たりなくスピード感を持って取り組んでいきます。



証券コード 7703
2020年5月29日

株主各位

東京都港区港南二丁目15番2号
品川インターシティB棟9階
(本店 大分県佐伯市弥生大字小田1077番地)
川澄化学工業株式会社
代表取締役社長 **齊野 猛司**

第63期定時株主総会招集ご通知

拝啓 日頃より格別のご高配を賜り厚く御礼申し上げます。
さて、当社第63期定時株主総会を下記により開催いたしますので、ご通知申し上げます。
なお、当日ご出席に代えて、書面またはインターネットにより議決権を行使することができ
ますので、お手数ながら後記の株主総会参考書類をご検討のうえ、後述のご案内に従って2020年
6月17日（水曜日）午後5時45分までに議決権を行使していただきますようお願い申しあげま
す。

敬 具

記

1. 日 時	2020年 6 月 18 日（木曜日） 午前10時
2. 場 所	大森東急R E I ホテル 5階フォレストルーム 東京都大田区大森北一丁目6番16号（末尾記載の「定時株主総会会場ご案内図」をご参照ください。）
3. 目的事項	報告事項 1. 第63期（2019年4月1日から2020年3月31日まで）事業報告、連結計算書 類ならびに会計監査人および監査等委員会の連結計算書類監査結果報告の件 2. 第63期（2019年4月1日から2020年3月31日まで）計算書類報告の件 決議事項 第1号議案 剰余金の処分の件 第2号議案 取締役（監査等委員である取締役を除く。）8名選任の件 第3号議案 監査等委員である取締役3名選任の件 第4号議案 補欠の監査等委員である取締役1名選任の件 第5号議案 当社株券等の大量取得行為に関する対応策（買収防衛策）継続の件
議決権の行使等についてのご案内	6 頁に記載の【議決権の行使等についてのご案内】をご参照ください。

以 上

▼議決権の行使等についてのご案内

株主総会にご出席される場合

議決権行使書用紙を
会場受付にご提出ください。
(ご捺印は不要です)



日時 2020年6月18日(木曜日)
午前10時(受付開始午前9時)

書面(郵送)で議決権を行使される場合

議決権行使書用紙に
賛否をご表示のうえ、
切手を貼らずにご投函ください。
(下記の行使期限までに到着するようご返送ください)



行使期限 2020年6月17日(水曜日)
午後5時45分到着分まで

インターネットで議決権を行使される場合

次ページの案内に従って、
議案の賛否をご入力ください。



行使期限 2020年6月17日(水曜日)
午後5時45分入力完了分まで

書面とインターネットにより、重複して議決権を行使された場合は、インターネットによるものを有効な議決権行使としてお取扱いいたします。また、インターネットによって複数回数、またはパソコン・スマートフォン・携帯電話で重複して議決権を行使された場合は、最後に行われたものを有効な議決権行使としてお取扱いいたします。

インターネット 開示に関する事項

本招集ご通知に際して提供すべき書類のうち、次の各事項につきましては、法令および当社定款第16条に基づき、インターネット上の当社ウェブサイトに掲載しておりますので、本招集ご通知の提供書面には掲載しておりません。

- ・事業報告の「業務の適正を確保するための体制およびその運用状況」および「会社の支配に関する基本方針」
- ・連結計算書類の「連結株主資本等変動計算書」および「連結注記表」
- ・計算書類の「株主資本等変動計算書」および「個別注記表」

したがって、本招集ご通知に添付の事業報告、連結計算書類および計算書類は、会計監査人および監査等委員会が会計監査報告および監査報告を作成するに際して監査をした事業報告、連結計算書類または計算書類の一部となっております。

- 当日ご出席の際は、お手数ながら同封の議決権行使書用紙を会場受付にご提出くださいますようお願い申し上げます。
- 今後の状況に応じて、やむを得ず開催場所など株主総会の運営に変更が生じる場合がございます。その際は、速やかにインターネット上の当社ウェブサイトに掲載させていただきますので、ご出席を予定されている株主さまは予め当社ウェブサイトでの最新の情報をご確認いただきますようお願い申し上げます。
- 株主総会の議事時間短縮のため、事業報告の内容につきましては、インターネット上の当社ウェブサイトに掲載しております「第63期事業報告の概要」を併せてご覧ください。
- 株主総会参考書類ならびに事業報告、連結計算書類および計算書類に修正が生じた場合は、インターネット上の当社ウェブサイトに掲載させていただきます。

当社ウェブサイト <http://www.kawasumi.jp>

インターネットによる議決権行使のご案内

QRコードを読み取る方法 「スマート行使」

議決権行使コードおよびパスワードを入力することなく議決権行使ウェブサイトにごログインすることができます。

- 1 議決権行使書用紙右下に記載のQRコードを読み取ってください。



※「QRコード」は株式会社デンソーウェブの登録商標です。

- 2 以降は画面の案内に従って賛否をご入力ください。



「スマート行使」での議決権行使は1回に限り可能です。

議決権行使後に行使内容を変更する場合は、お手数ですがPC向けサイトへアクセスし、議決権行使書用紙に記載の「議決権行使コード」・「パスワード」を入力してログイン、再度議決権行使をお願いいたします。

※QRコードを再度読み取っていただくと、PC向けサイトへ遷移できます。

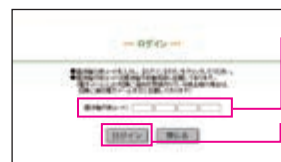
議決権行使コード・パスワードを入力する方法

議決権行使ウェブサイト <https://www.web54.net>

- 1 議決権行使ウェブサイトにごアクセスしてください。



- 2 議決権行使書用紙に記載された「議決権行使コード」をご入力ください。



- 3 議決権行使書用紙に記載された「パスワード」をご入力ください。



- 4 以降は画面の案内に従って賛否をご入力ください。

※操作画面はイメージです。

インターネットによる議決権行使で
パソコンやスマートフォン、携帯電話の操作方法などが
ご不明な場合は、右記にお問い合わせください。

三井住友信託銀行 証券代行ウェブサポート 専用ダイヤル
電話番号：0120-652-031 (フリーダイヤル)
(受付時間 9:00~21:00)

株主総会参考書類

▼ 第 1 号議案 剰余金の処分の件

当社は、株主の皆様への安定的な配当に努めるとともに、新規事業・新製品の開発や、戦略的な設備投資等のための内部留保を充実させ、中長期的な企業価値の向上を図ることを利益配分に関する基本方針としております。なお、投資有価証券や固定資産の売却に伴う特別利益の計上により、普通配当に加えて、特別配当の実施のご承認をお願いしたいと存じます。

期末配当に関する事項

配当財産の種類	金銭
株主に対する配当財産の割当てに関する 事項およびその総額	当社普通株式 1 株につき金 11円
	普通配当 金 7円 50銭
	特別配当 金 3円 50銭
	総額 227,349,749円
	これにより、既にお支払いしております中間配当金（1 株につき金 7円50銭）を加えた年間配当金は、1 株につき金18円50銭となります。
剰余金の配当が効力を生じる日	2020年 6 月 19 日

▼ 第2号議案 取締役（監査等委員である取締役を除く。）8名選任の件

取締役（監査等委員である取締役を除く。）全員（8名）は、本総会終結の時をもって任期満了となります。

つきましては、取締役8名の選任をお願いいたしたいと存じます。

なお、本議案に関しましては、当社の監査等委員会は、全ての取締役候補者について適任であると判断しております。

候補者 番号	氏 名	現在の地位及び担当	属 性
1	さい の たけ し 齊野 猛司	代表取締役 社長執行役員	再任
2	みやじま ひろ ゆき 宮島 宏之	取締役 専務執行役員 経営企画室担当兼管理部門担当	再任
3	しらはま のり あき 白濱 憲昭	取締役 常務執行役員 研究開発部門担当	再任
4	ゆ あさ たけ し 湯浅 武史	取締役 常務執行役員 生産部門担当	再任
5	まえ だ たか あき 前田 貴昭	取締役 常務執行役員 信頼性保証・薬事部門担当	再任
6	さか や よし お 昌谷 良雄	取締役 相談役	再任
7	こ ばやし たかし 小林 孝	取締役	再任 社外
8	いはら あきら 井原 晃	上席執行役員 営業部門担当	新任

再任 再任取締役候補者 新任 新任取締役候補者 社外 社外取締役候補者

1 さい の たけ し 齊野 猛司 (1962年5月30日生)

再任

【略歴、当社における地位及び担当】

2008年 5 月 当社入社
2014年 4 月 当社上席執行役員営業部門担当
2014年 6 月 当社取締役
2016年 6 月 当社常務執行役員経営企画室長
2016年 9 月 当社経営企画室担当兼人事部担当
経営企画室長兼人事部長
2018年 5 月 当社経営企画室担当兼人事・システム部担当
経営企画室長
2018年 6 月 当社専務執行役員
2019年 4 月 当社代表取締役（現任）
2020年 4 月 当社社長執行役員（現任）

■ 所有する当社の株式数
28,533株

■ 取締役会出席状況
12/12回

【重要な兼職の状況】

—

■ 候補者とした理由

入社以来、当社の営業、事業企画および経営企画に従事しており、幅広い知見が当社の経営に生かされると判断し、引き続き取締役候補者となりました。

2 みや しま ひろ ゆき 宮島 宏之 (1963年1月20日生)

再任

【略歴、当社における地位及び担当】

1986年 4 月 (株)三井銀行（現(株)三井住友銀行）入行
2016年 4 月 (株)三井住友銀行執行役員
2018年 5 月 当社入社
当社常務執行役員総務・経理部担当
2018年 6 月 当社取締役（現任）
2019年 4 月 当社専務執行役員（現任）
経営企画室担当兼管理部門担当（現任）

■ 所有する当社の株式数
11,393株

■ 取締役会出席状況
12/12回

【重要な兼職の状況】

—

■ 候補者とした理由

金融機関における豊富な経験と、企画・管理部門における幅広い知見が当社の経営に生かされると判断し、引き続き取締役候補者となりました。

3

しら はま

白濱

のり あき

憲昭

(1963年3月2日生)

再任

【略歴、当社における地位及び担当】

1992年 1 月 当社入社
 2006年12月 当社技術統括センター生産技術部長
 2010年 4 月 当社生産統括部長
 2011年 6 月 当社執行役員
 2012年10月 当社生産部門副担当
 2013年 4 月 川澄プラテック(株)代表取締役社長
 2014年 4 月 当社上席執行役員生産部門担当
 2014年 6 月 当社取締役 (現任)
 2016年 4 月 当社研究開発部門担当 (現任)
 2018年 6 月 当社常務執行役員 (現任)

■ 所有する当社の株式数

23,999株

■ 取締役会出席状況

12/12回

【重要な兼職の状況】

—

■ 候補者とした理由

入社以来、製品開発・生産技術に携わり、関連する業務執行に対する幅広い見識が当社の経営に生かされると判断し、引き続き取締役候補者となりました。

4

ゆ あさ

湯浅

たけ し

武史

(1961年4月10日生)

再任

【略歴、当社における地位及び担当】

1985年 4 月 当社入社
 2008年 1 月 当社事業本部事業推進部長
 2008年10月 当社薬事部長
 2013年10月 当社海外薬事部長兼製品情報管理部長
 2014年 4 月 当社品質保証部長兼製品情報管理部長
 2014年 6 月 当社執行役員
 2016年 4 月 当社上席執行役員
 生産部門担当 (現任)
 川澄プラテック(株)代表取締役社長
 2016年 6 月 当社取締役 (現任)
 2016年 7 月 カワスミラボラトリーズタイランド (タイ) 取締役 (現任)
 2018年 6 月 当社常務執行役員 (現任)

■ 所有する当社の株式数

15,681株

■ 取締役会出席状況

12/12回

【重要な兼職の状況】

カワスミラボラトリーズタイランド (タイ) 取締役

■ 候補者とした理由

長年にわたり当社の業務執行に携わっており、幅広い知見が当社の経営に生かされると判断し、引き続き取締役候補者となりました。

再任

5

前田 貴昭

(1962年8月30日生)

【略歴、当社における地位及び担当】

2011年 1 月 日本エア・リキード(株)信頼性保証部 部長
2013年 1 月 テュフズードジャパン(株)MH S 試験所 所長
2016年 3 月 当社入社
当社品質保証部副部長
2017年 4 月 当社品質保証部長
2018年 1 月 当社執行役員信頼性保証・薬事部門副担当
品質保証部長
2018年 4 月 当社執行役員信頼性保証・薬事部門副担当
2018年 6 月 当社取締役（現任）
上席執行役員信頼性保証・薬事部門担当
2020年 4 月 当社常務執行役員信頼性保証・薬事部門担当
（現任）

■ 所有する当社の株式数
8,241株■ 取締役会出席状況
12/12回

【重要な兼職の状況】

—

■ 候補者とした理由

長年にわたり医療機器の品質保証・国内外薬事業務に携わり、関連する業務執行に対する幅広い見識が当社の経営に生かされると判断し、引き続き取締役候補者となりました。

再任

6

昌谷 良雄

(1953年10月15日生)

【略歴、当社における地位及び担当】

2006年 4 月 当社入社
当社執行役員兼経営企画室長
2006年 6 月 当社常務取締役
管理部門管掌兼業務部担当
2007年 6 月 当社取締役専務執行役員
経営企画室長兼管理部担当兼業務部担当
2010年 4 月 当社管理部門担当兼生産部門担当
2010年 6 月 当社代表取締役専務執行役員
2012年10月 当社管理部門担当兼営業部門担当
2014年 4 月 当社経営企画室担当
2015年 4 月 当社代表取締役社長執行役員
2020年 4 月 当社取締役相談役（現任）

■ 所有する当社の株式数
72,897株■ 取締役会出席状況
12/12回

【重要な兼職の状況】

—

■ 候補者とした理由

長年当社の経営に携わり、経営全般にわたる高い見識に基づき適切な経営判断が行なわれるものと判断し、引き続き取締役候補者となりました。

こばやし たかし
7 小林 孝 (1963年2月22日生)

再任

社外

【略歴、当社における地位及び担当】

1987年4月 住友ベークライト(株)入社
2013年4月 同社執行役員
2017年4月 同社常務執行役員（現任）
2018年4月 同社QOL（フィルム・シート、ヘルスケア、産業機能性材料、シート防水）事業統轄（現任）
2018年6月 同社取締役（現任）
2019年6月 当社社外取締役（現任）

■ 所有する当社の株式数

なし

■ 取締役会出席状況

10/10回

【重要な兼職の状況】

住友ベークライト(株)取締役常務執行役員

■ 候補者とした理由

企業経営者としての豊富な経験と工業樹脂製造や高機能プラスチックに関する幅広い知見が当社の経営に生かされると判断し、引き続き社外取締役候補者となりました。

- (注) 1. 小林孝氏は社外取締役候補者であります。
2. 小林孝氏は、現在当社の社外取締役ですが、社外取締役としての在任期間は本定時株主総会終結の時をもって1年となります。
3. 当社は小林孝氏との間で、会社法第427条第1項の規定に基づき、同法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結しており、同氏が取締役として選任された場合、同氏との間で当該契約を継続する予定であります。なお、当該契約に基づく損害賠償責任の限度額は、善意でかつ重大な過失がないときは、法令が定める最低責任限度額であります。

いはら あきら
8 井原 晃 (1961年10月22日生)

新任

【略歴、当社における地位及び担当】

1985年4月 当社入社
2007年4月 当社技術統括センター研究開発部長
2010年4月 当社研究開発部長
2012年6月 当社執行役員
2014年4月 当社執行役員事業企画部長
2016年4月 当社執行役員評価試験センター長
2020年4月 当社上席執行役員営業部門担当（現任）

■ 所有する当社の株式数

10,030株

■ 取締役会出席状況

-/-回

【重要な兼職の状況】

—

■ 候補者とした理由

入社以来、研究開発、事業企画および評価試験業務に従事しており、業務執行に関する幅広い知見が当社の経営に生かされると判断し、取締役候補者となりました。

- (注) 1. 各取締役候補者と当社との間には特別の利害関係はありません。
2. 各取締役候補者の所有する当社株式の数は、2020年3月31日現在の株式数を記載しており、当社役員持株会における本人の持分を含めております。

▼ 第3号議案 監査等委員である取締役3名選任の件

監査等委員である取締役全員（4名）は、本総会終結の時をもって任期満了となります。
つきましては、監査等委員である取締役3名の選任をお願いいたしたいと存じます。
なお、本議案につきましては、監査等委員会の同意を得ております。
監査等委員である取締役の候補者は次のとおりであります。

候補者 番 号	氏 名	現在の地位及び担当	属 性		
1	さかい 境 やすし 康	顧問	新任	社外	独立
2	こんどう やすま さ 近藤 安正	取締役監査等委員	再任	社外	独立
3	まつ お ゆ み こ 松尾祐美子		新任	社外	独立

再任

 再任取締役候補者

新任

 新任取締役候補者

社外

 社外取締役候補者

独立

 独立役員

1 境

さかい

やすし

康

(1958年11月8日生)

新任

社外

独立

【略歴、当社における地位及び担当】

1986年 4 月 (株)太陽神戸銀行(現(株)三井住友銀行) 入行
2009年 4 月 (株)三井住友銀行 執行役員
2012年 4 月 オリンパス(株)入社
常務執行役員経営企画本部長
2016年 4 月 同社常務執行役員
チーフインフラ・ブメントオフィサー (CIO)
2019年 4 月 同社常務執行役員
チーフファイナンシャルオフィサー (CFO)
2019年 6 月 同社執行役
チーフファイナンシャルオフィサー (CFO)
2020年 5 月 当社入社
当社顧問 (現任)

■ 所有する当社の株式数

なし

■ 取締役会出席状況

-/回

■ 監査等委員会出席状況

-/回

【重要な兼職の状況】

—

■ 候補者とした理由

企業経営者としての豊富な経験と、金融・財務等に関する幅広い知見が当社の経営に生かされると判断し、社外取締役候補者となりました。

2 近藤

こんどう

やすま

安正

(1947年 1 月7日生)

再任

社外

独立

【略歴、当社における地位及び担当】

1970年 4 月 等松・青木監査法人
(現有限責任監査法人トーマツ) 入社
1986年 6 月 同法人パートナー就任
2012年 6 月 同法人定年退職
2012年 7 月 近藤公認会計士会計事務所開設
2013年 6 月 当社監査役
2016年 6 月 当社取締役監査等委員 (現任)

■ 所有する当社の株式数

なし

■ 取締役会出席状況

11/12回

■ 監査等委員会出席状況

6/6回

【重要な兼職の状況】

近藤公認会計士会計事務所所長

■ 候補者とした理由

公認会計士としての財務および会計に関する豊富な知見が当社の経営に活かされると判断し、引き続き社外取締役候補者となりました。

3

まつお ゆみ こ
松尾祐美子

(1965年1月13日生)

[戸籍上の氏名：吉村 祐美子 (よしむら ゆみこ)]

新任

社外

独立

[略歴、当社における地位及び担当]

- 1990年 4 月 弁護士資格取得 第二東京弁護士会登録
アンダーソン・毛利・ラビノウィッツ法律事務所
(現 アンダーソン・毛利・友常法律事務所) 入所
- 1995年 9 月 米国ニューヨーク州弁護士資格取得
- 1997年 6 月 平川・佐藤・小林法律事務所 (現 シティユーワ法律事務所) 入所
- 2010年 1 月 神奈川県弁護士会登録
弁護士法人港国際法律事務所入所 (現任)
- 2016年 6 月 ㈱エス・ディー・エス パイオティック
取締役 (監査等委員) (現任)
- 2018年12月 トライアンフィールドホールディングス(㈱)
取締役 (現任)

■ 所有する当社の株式数

なし

■ 取締役会出席状況

-/-回

■ 監査等委員会出席状況

-/-回

[重要な兼職の状況]

弁護士法人港国際法律事務所 弁護士

■ 候補者とした理由

法律の専門家としての豊富な経験と、企業経営への参画を通じた高い見識が当社の経営に生かされると判断し、社外取締役候補者となりました。

- (注) 1. 各取締役候補者と当社との間には特別の利害関係はありません。
2. 各取締役候補者の所有する当社株式の数は、2020年3月31日現在の株式数を記載しており、当社役員持株会における本人の持分を含めております。
3. 境康氏、近藤安正氏および松尾祐美子氏は社外取締役候補者であります。
4. 近藤安正氏は、現在、当社の社外取締役であります。監査等委員である社外取締役としての在任期間は本定時株主総会終結の時をもって4年となります。
5. 近藤安正氏は、社外役員となること以外の方法で会社の経営に関与した経験がありませんが、同氏は公認会計士として財務・会計に精通しており、監査等委員である取締役としての職務を適切に遂行することができるものと判断しております。
6. 当社は、社外取締役候補者である近藤安正氏との間で、会社法第427条第1項の規定に基づき、同法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結しており、同氏が監査等委員である取締役として選任された場合、同氏との間で当該契約を継続する予定であります。また、当社は、境康氏および松尾祐美子氏が監査等委員である取締役として選任された場合には、両氏と当該契約を締結する予定であります。なお、当該契約に基づく損害賠償責任の限度額は、善意でかつ重大な過失がないときは、法令が定める最低責任限度額であります。
7. 当社は、近藤安正氏を東京証券取引所の定めに基づく独立役員として指定し、同取引所に届け出ております。同氏の再任が承認された場合には、引き続き独立役員とする予定であります。また、境康氏および松尾祐美子氏につきましても、東京証券取引所の定めに基づく独立役員の要件を満たしており、両氏の選任が承認された場合には、独立役員として指定する予定であります。

▼ 第4号議案 補欠の監査等委員である取締役1名選任の件

法令で定める監査等委員である取締役の員数を欠くことになる場合に備え、補欠の監査等委員である取締役1名の選任をお願いいたしたいと存じます。

なお、本議案につきましては、監査等委員会の同意を得ております。

補欠の監査等委員である取締役の候補者は次のとおりであります。

ふじせ ゆうじ
藤瀬 裕司 (1962年5月21日生)

新任

社外

独立

【略歴、当社における地位及び担当】

1986年4月 (株)住友銀行（現(株)三井住友銀行）入行
2007年3月 みずほ証券(株) 入社
2010年8月 日興コーディアル証券(株)（現 S M B C日興証券(株)）入社 法務部副部長
2012年3月 同社 法務部長
2016年2月 弁護士登録（第一東京弁護士会所属）
島田法律事務所入所（現任）

■ 所有する当社の株式数

なし

■ 取締役会出席状況

-/-回

■ 監査等委員会出席状況

-/-回

【重要な兼職の状況】

島田法律事務所 弁護士

■ 候補者とした理由

金融機関における豊富な経験と、法律の専門家としての高い見識が当社の経営に生かされると判断し、補欠の社外取締役候補者となりました。

- (注) 1. 補欠の監査等委員である社外取締役として選任します。就任前に限り、監査等委員会の同意を得て、取締役会の決議により、その選任を取り消すことができるものとします。
2. 藤瀬裕司氏と当社との間には特別の利害関係はありません。
3. 藤瀬裕司氏の所有する当社株式の数は、2020年3月31日現在の株式数を記載しており、当社役員持株会における本人の持分を含めております。
4. 藤瀬裕司氏は補欠の社外取締役候補者であります。
5. 藤瀬裕司氏は、社外役員となること以外の方法で会社の経営に関与した経験がありませんが、同氏は弁護士として法律に精通しており、監査等委員である社外取締役としての職務を適切に遂行できるものと判断しております。
6. 藤瀬裕司氏が、監査等委員である社外取締役に就任した場合には、東京証券取引所の定めに基づく独立役員として指定し、同取引所に届け出る予定です。
7. 当社は、藤瀬裕司氏が監査等委員である取締役として就任した場合には、会社法第427条第1項の規定に基づき、同法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結する予定であります。なお、当該契約に基づく損害賠償責任の限度額は、善意でかつ重大な過失がないときは、法令が定める最低責任限度額であります。

▼ 第5号議案 当社株券等の大量取得行為に関する対応策（買収防衛策）継続の件

2019年6月20日開催の第62期定時株主総会においてご承認をいただきました「当社株券等の大量取得行為に関する対応策（以下「現プラン」といいます。）」は、本総会終結の時をもって終了いたします。当社は、現プランの導入後も、当社の企業価値ひいては株主共同の利益を確保するための取組みのひとつとして、現プランの継続の是非を含め、そのあり方について引き続き検討してまいりました。

その結果、当社の財務および事業の方針の決定を支配する者に関する基本方針（会社法施行規則第118条第3項柱書に定めるものをいいます。）に照らして不適切な者によって、当社の財務および事業の方針の決定が支配されることを防止する取組みとして、現プランを継続することを決定いたしました。

つきましては、株主の皆様は現プランの継続につき、ご承認をお願いするものであります（以下、継続後のプランを「本プラン」といいます。）。

なお、ご承認いただいた場合、本プランの有効期限は、第64期定時株主総会終結の時までとなります。本プランの内容は以下のとおりであります。

一 当社の財務および事業の方針の決定を支配する者のあり方に関する基本方針

当社は、当社の株主のあり方は、当社株式の市場における自由な取引を通じて決せられるものであり、当社の支配権の移転をともし買付提案がなされた場合にこれに応じるべきか否かの判断も、最終的には株主全体の意思に基づき行なわれるべきものと考えております。

しかしながら、会社の経営陣の賛同を得ることなく、一方的に大量の株式の買付を強行するような行為の中には、その目的等からみて企業価値・株主共同の利益に対する明白な侵害をもたらすもの、株主に株式の売却を事実上強要するおそれがあるもの、被買収会社の取締役会や株主が買付の条件について検討し、あるいは被買収会社の取締役会が代替案を提案するための十分な時間や情報を提供しないもの、被買収会社が買付者の提示した条件よりも有利な条件をもたらすために買付者との交渉を必要とするもの等、被買収会社の企業価値・株主共同の利益に資さないものも少なくありません。

当社は、上記の例を含め、当社の企業価値・株主共同の利益を毀損するおそれのある不適切な大量取得行為またはこれに類似する行為を行なう者は、当社の財務および事業の方針の決定を支配する者としては不適切であり、このような者に対しては、必要かつ相当な対抗措置を採ることにより、当社の企業価値・株主共同の利益を確保する必要があると考えております。

二 当社の企業価値の源泉および基本方針の実現に資する特別な取組み

当社は創業以来の基本理念である「医療を通じて、社会と人々の幸せに貢献する」のもと、医療機器の製造販売に従事し、患者様や医療従事者の方々にその製品を通じて「安心」をお届けする活動を行ってまいりました。また、2016年度より長期ビジョン『世界を舞台にオリジナリティで存在感を持つ企業』を掲げ、株主・投資家はじめ全てのステークホルダーの皆様方からのご期待に応えるとともに、企業価値・株主共同の利益の向上を目指した活動を展開しております。具体的には、当社は、当社を支える企業価値の源泉を以下のものであると考え、それらを維持・向上させるべく、それぞれについて以下のとおり様々な取組みを行なっております。

<事業分野>

当社では、血液および血管内関連事業、体外循環関連事業の2つの事業分野において、医療技術の進展と歩調を合わせ、かつ医療の将来を見据えた中長期的な研究開発活動にこれまで取り組んできた結果、現在では各々の分野で数千アイテムにも及ぶ高品質な製品をお届けしております。特に、血液および血管内関連事業においては、当社の持つ基礎技術を生かしたステントグラフトなどの低侵襲医療分野への取組みを強化・発展させてまいりました。また、研究開発力強化のための事業構造転換により、消化器分野での製品開発も進捗しており、より幅広い医療領域へと挑戦し、中長期的にみて各々の事業分野についてバランスのとれた成長を実現するべく事業展開を進めております。

<生産技術>

当社の高品質な製品を支える生産技術・ノウハウは当社の強みであります。「モノづくり」を行なう上では「成型加工」「組立」「滅菌」のコア技術が必要不可欠であります。これらのコア技術のさらなる強化、優位性の確保のためには、これまでに培った経験やノウハウの蓄積に裏付けられ、中長期的な視点から立案された計画に従って、向上策に取り組む必要があります。このような計画内容を実現し、合理的生産プロセスの構築と生産管理技術を確立するためには、専門性、経験、ノウハウ等を有する人材の存在が必要不可欠であるところ、当社はかかる取組みにふさわしい専門性豊かな人材を中長期的に育成し、確保してきております。当社は、こうした生産技術における強みを維持し、より強化する独自の取組みを不断に継続することで「モノづくりの最適化」の実現を目指しております。

<研究開発>

医療を取り巻く環境はめまぐるしく変化し、医療技術の進歩とともに医療機器に求められるニーズもますます多様化する中で、医療機器にはより高い「安全性」と「機能性」が求められております。当社はこれまでに培った専門性や技術の蓄積を活かしつつ、このような医療をめぐる環境の変化を将来まで見据えたうえで、安全で有効な医療材料を研究する基礎開発から、医療の現場より求められる製品改良、大学病院や医療機関との共同研究による機能性の高い付加価値製品の開発に至るまで、長期的な視点に立った顧客指向型の開発に努めております。

＜グループ力＞

当社は国内工場に加えて、海外生産拠点をタイ国にも有し、高い生産能力で安定した品質の製品を全世界に供給しております。1978年に設立したタイ工場はグループ生産戦略においても核となるものであり、国内で培ったコア技術を伝承しグループ間の生産技術交流を通じてその蓄積と強化に努めております。当社の国内外すべての生産拠点では医療機器における品質マネジメントシステムの国際規格であるISO13485を取得し、厳しい品質ニーズに応える体制を整えております。中期的には、当社は、グローバルな事業展開を図っていくため、価格競争力があり安定した品質を提供できるタイ工場を中核的な生産拠点として重視しており、製品の改良や工程の改善など、さらなる現地化を推進する技術集約型の生産モデルの構築をも視野に入れ、いっそうの充実を図ってまいります。

また、輸液関連市場においては、当社の現地法人により北米市場の足がかりとしての事業展開を図ってまいりました。

このように、当社は、世界市場の多様なニーズに対応した競争力のある製品を提供するためにはグループ力を生かした事業展開が必要不可欠であると考えており、そのさらなる強化・発展に努めております。

＜地域社会とのかかわり合い＞

当社は、国内外の生産拠点における地域社会とのかかわり合いこそが、当社の「品質・モノづくり」へのこだわり、患者様・医療従事者の方々へ「安心」をお届けするグローバルな営業活動を支える源であると考え、これまで、地域に根付いた共働関係を大切にし、環境保全活動を積極的に推進する等、地域社会に貢献する姿勢を重視してまいりました。かかる地域重視の姿勢・企業風土は、当社の長年にわたる不断の取り組みによって醸成された独自のものであり、今後もこれまでの伝統的な姿勢を維持し、より発展させていくため取り組んでまいります。

以上のような取り組みを通じて、当社は、当社の成長と発展のために安定した収益創造体質を確立すること、すなわち、社会のニーズに対応する技術力・開発力等を基盤として中長期的な持続型成長を実現することこそが、当社とステークホルダーの皆様方との信頼関係を一層強固に築き上げ、企業価値・株主共同の利益の確保・向上につながるものと考えております。また、当社では、現在、上記に掲げた企業価値の源泉を維持し発展させていくため、事業面においては、グループ全体の最適化と成長を目指し、経営貢献基準の明確化、市場競争力をベースにした事業構造改革を鋭意進めております。一方、生産技術面においては、当社グループでのモノづくり力（基礎技術）のさらなる強化を図るべく、生産構造の最適化に中長期的に取り組んでおります。

また、当社は、上記諸施策の実行に向けた体制を整備することも当社の企業価値・株主共同の利益の確保・向上を図るうえで不可欠な要素と考え、コーポレート・ガバナンスの強化を図っております。

当社は、2016年6月23日開催の第59期定時株主総会において監査等委員会設置会社に移行いたしました。構成員の過半数を社外取締役とする監査等委員会を置き、複数の社外取締役の選任を通じて取締役会の監督機能を高めることにより、コーポレート・ガバナンスの強化を図るとともに、取締役会が業務執行の決定を広く取締役に委任することを可能とすることで、業務執行と監督の分離を進め、経営の意思決定を迅速化し、さらなる企業価値の向上を図ることとしております。

さらに、当社では、経営の健全化を図るべく役員報酬評価委員会を設置し、社外役員による一層の監督機能の強化を図ることで役員の公正中立な職務遂行を担保するべく努めております。

三 基本方針に照らして不適切な者によって当社の財務および事業の方針の決定が支配されることを防止するための取組み

1. 本プランの目的

上記のとおり、当社は、長年にわたり築き上げてきた企業価値の源泉を有効に活用しつつ、当社の企業価値・株主共同の利益を確保・向上させるための施策に取り組んでおります。

しかしながら、前述のとおり、近時においては、当社株式に対する不適切な大量取得行為により、当社の企業価値・株主共同の利益が毀損される可能性が生じかねない状況となっております。とりわけ、医療機器・医薬品業界における厳しい競争の中、当社が今後も持続的に企業価値を確保・向上させていくためには、先に掲げた企業価値の源泉を踏まえた企業活動を不断に展開していくことが必要であり、当社の株券等の大量取得を行なう者によりこれらが着実に実行されるのであれば、当社の企業価値・株主共同の利益は毀損されることになります。すなわち、当社の企業価値・株主共同の利益の確保・向上が図られるためには、当社固有の事業特性や当社および当社グループの歴史を十分に踏まえたうえで、当社の企業価値を生み出している源泉につき適切な判断を行なうことが必要不可欠であると考えます。

こうした事情に鑑み、当社取締役会は、当社株券等に対する大量取得が行なわれた際に、かかる大量取得行為に応じるべきか否かを株主の皆様が判断するため、あるいは当社取締役会が代替案を提案するために必要な情報や時間を確保すること、株主の皆様のために買付者と交渉を行なうこと等を可能とすることで、当社の企業価値・株主共同の利益に反する大量取得行為を抑止するための枠組みが必要不可欠であると判断しました。

以上の理由により、当社取締役会は、本定時株主総会で株主の皆様にご承認いただけることを条件として、現プランを継続することを決定いたしました。なお、2020年3月31日現在における当社の大株主の状況は、別紙3「当社の大株主の状況（上位10位）」のとおりです。当社には株券等保有割合¹が20%以上である株主が存在しますが、当該株主による2019年3月26日付の当社株式の取得に際し、当社取締役会は当該取得について現プランを適用しない旨を決議しております。また、当社は、現時点において買付等（下記2.（2）(a)において定義されます。）の具体的な提案を受けておりません。

1 金融商品取引法第27条の23第4項に定義されます。

2. 本プランの内容

(1) 本プランの概要

(a) 目的

本プランは、当社株式の大量取得が行なわれる場合に、株主の皆様が適切な判断をするために必要・十分な情報と時間を確保するとともに、買収者との交渉の機会を確保すること等を通じて、当社の企業価値・株主共同の利益に反する買収を抑止し、当社の企業価値・株主共同の利益を確保し、向上させることを目的としています。

(b) 手続の設定

本プランは、当社株券等の20%以上を買収しようとする者が現れた際に、買収者に事前の情報提供を求める等、上記(a)の目的を実現するために必要な手続を定めています。また、買収者等は、本プランに係る手続が開始された場合には、当社取締役会または株主総会において本プランの発動をしない旨の決議がなされるまでの間、買収を実行してはならないものとしています（詳細については下記(2)「本プランの発動に係る手続」をご参照ください。）。

(c) 新株予約権の無償割当てによる本プランの発動

買収者が本プランにおいて定められた手続に従うことなく当社株券等の大量取得を行なう場合、当社の企業価値・株主共同の利益に対する明白な侵害をもたらすおそれがある場合等（その要件の詳細については下記(3)「本新株予約権の無償割当ての要件」をご参照ください。）には、当社は、買収者等による権利行使は認められないとの行使条件および当社が買収者等以外の者から当社株式と引換えに新株予約権を取得できる旨の取得条項等が付された新株予約権（その主な内容は下記(4)「本新株予約権の無償割当ての概要」において述べるものとし、以下これを「本新株予約権」といいます。）を、その時点の当社を除く全ての株主に対して新株予約権無償割当ての方法により割り当てます。

本プランに従って本新株予約権の無償割当てがなされ、その行使または当社による取得にともなって買収者等以外の株主の皆様が当社株式が交付された場合には、買収者等の有する当社の議決権割合は、最大50%まで希釈化される可能性があります。

(d) 本プランの合理性を高める仕組みの設定

本プランに従った本新株予約権の無償割当ての実施、不実施または取得等の判断については、取締役の恣意的判断を排するため、独立性の高い社外有識者等から構成される独立委員会（その詳細については下記(7)「独立委員会の設置」をご参照ください。）の客観的な判断を経ることとしています。

また、当社取締役会は、これに加えて、買収者が本プランに従っており、当社の企業価値または株主共同の利益を毀損することが明白ではない場合であって、かつ、株主総会の開催が実務上可能である場合には、原則として、株主総会を招集し、本新株予約権の無償割当ての実施に関する株主の皆様の意思を確認することを予定しています。さらに、こうした手続の過程については、株主の皆様への情報開示を通じてその透明性を確保することとしています。

(2) 本プランの発動に係る手続

(a) 対象となる買付等

本プランは、以下の①または②に該当する行為もしくはこれに類似する行為またはこれらの提案²（当社取締役会が別途認めたものを除くものとし、以下「買付等」といいます。）がなされる場合を適用対象とします。買付等を行なおうとする者（以下「買付者等」といいます。）には、あらかじめ本プランに定められる手続に従っていただくこととします。

- ① 当社が発行者である株券等³について、保有者⁴の株券等保有割合⁵が20%以上となる買付その他の取得
- ② 当社が発行者である株券等⁶について、公開買付け⁷を行なう者の株券等所有割合⁸およびその特別関係者⁹の株券等所有割合の合計が20%以上となる公開買付け

(b) 買付者等に対する情報提供の要求

買付等を行なう買付者等は、当社取締役会が認めた場合を除き、当該買付等に先立ち、当社取締役会に対して、下記の各号に定める情報（以下「本必要情報」といいます。）および当該買付者等が買付等に際して本プランに定める手続を遵守する旨の誓約文言等を記載した書面（以下「買付説明書」と総称します。）を当社の定める書式により日本語にて提出していただきます。

当社取締役会は、上記の買付説明書を受領した場合、速やかにこれを独立委員会に提供するものとします。独立委員会は、これを受けて、当該買付説明書の記載内容が本必要情報として不十分であると判断した場合には、買付者等に対し、適宜回答期限を定めたとえ、追加的に情報を提供するように求めることがあります。この場合、買付者等においては、当該期限までに、かかる情報を当社取締役会および独立委員会双方に追加的に提供していただきます。

記

- ① 買付者等およびそのグループ（共同保有者¹⁰、特別関係者および（ファンドの場合は）各組合員その他の構成員を含みます。）の詳細（具体的名称、資本構成、財務内容、経営成績（法令違反をしたことがある場合や法令遵守に関して監督官庁から指導等を受けたことがある場合はその具体的内容等を含みます。）、その他の経理の状況、当該買付者等による買付等と同種の過去の取引の詳細、その結果対象会社の企業価値に与えた影響等を含みます。）

2 「提案」とは、第三者に対する勧誘行為を含みます。

3 金融商品取引法第27条の23第1項に定義されます。本書において別段の定めがない限り同じとします。

4 金融商品取引法第27条の23第3項に基づき保有者に含まれる者を含みます（当社取締役会がこれに該当すると認めた者を含みます。）。本書において同じとします。

5 金融商品取引法第27条の23第4項に定義されます。本書において同じとします。

6 金融商品取引法第27条の2第1項に定義されます。

7 金融商品取引法第27条の2第6項に定義されます。本書において同じとします。

8 金融商品取引法第27条の2第8項に定義されます。本書において同じとします。

9 金融商品取引法第27条の2第7項に定義されます（当社取締役会がこれに該当すると認めた者を含みます。）。ただし、同項第1号に掲げる者については、発行者以外の者による株券等の公開買付けの開示に関する内閣府令第3条第2項で定める者を除きます。本書において同じとします。

10 金融商品取引法第27条の23第5項に規定される共同保有者をいい、同条第6項に基づき共同保有者とみなされる者を含みます（当社取締役会がこれに該当すると認めた者を含みます。）。本書において同じとします。

- ② 買付等の目的、方法および内容（買付等の対価の価額・種類、買付等の時期、関連する取引の仕組み、買付等の方法の適法性、買付等の実行の可能性等を含みます。）
- ③ 買付等の価格の算定根拠（算定の前提となる事実・仮定、算定方法、算定に用いた数値情報および買付等にかかる一連の取引により生じることが予想されるシナジーの内容（そのうち少数株主に対して分配されるシナジーの内容を含みます。）およびその算定根拠等を含みます。）
- ④ 買付等の資金の裏付け（買付等の資金の提供者（実質的提供者を含みます。）の具体的名称、調達方法、関連する取引の内容を含みます。）
- ⑤ 買付者等と第三者との間の当社の株券等に関する合意（締結日、相手方およびその具体的内容を含みます。）
- ⑥ 買付等の後における当社や当社グループの経営方針、事業計画、資本政策および配当政策
- ⑦ 買付等の後における当社の株主、当社や当社グループの従業員、取引先、顧客その他の当社グループに係る利害関係者に対する対応方針
- ⑧ 当社の他の株主との間の利益相反が生じうる施策を行なうことを予定している場合には、当該利益相反を回避するための具体的方策
- ⑨ その他独立委員会が合理的に必要と判断する情報

なお、独立委員会は、買付者等が本プランに定められた手続に従うことなく買付等を開始したものと認める場合には、引き続き買付説明書および本必要情報の提出を求めて買付者等と協議・交渉等を行なうべき特段の事情がある場合を除き、原則として、下記(d) ①記載のとおり、当社取締役会に対して、本新株予約権の無償割当て等を実施することを勧告します。

(c) 買付等の内容の検討・買付者等との交渉・代替案の検討

① 当社取締役会に対する情報提供の要求

独立委員会は、買付者等から買付説明書および独立委員会が追加的に提出を求めた情報（もしあれば）が提出された場合、当社の企業価値・株主共同の利益の確保、向上という観点から買付説明書および本必要情報の内容と当社取締役会の経営計画、当社取締役会による企業評価等との比較検討等を行なうために、当社取締役会に対しても、適宜回答期限を定め、買付者等の買付等の内容に対する意見（留保する旨の意見を含むものとします。以下同じとします。）およびその根拠資料、代替案（もしあれば）その他独立委員会が適宜必要と認める情報を提供するように要求することができます。

② 独立委員会による検討等

独立委員会は、買付者等および（当社取締役会に対して上記①のとおり情報、資料等の提供を要求した場合には）当社取締役会から情報、資料等（追加的に要求したものも含みます。）の提供が十分になされたと独立委員会が認めた日の翌日から起算して原則として最長90日が経過するまでの間（以下「独立委員会検討期間」といいます。）、買付等の内容の検討、買付者等と当社取締役会の経営計画・事業計画等に関する情報収集・比較検討等を行ないます。また、独立委員会は、当社の企業価値・株主共同の利益の確保・向上という観点から当該買付等の内容を改善させるために必要であれば、直接または間接に、当該買付者等と協議・交渉等を行ないます。

独立委員会の判断が当社の企業価値・株主共同の利益に資するようになされることを確保するために、独立委員会は、当社の費用で、独立した第三者（ファイナンシャル・アドバイザー、公認会計士、弁護士、コンサルタントその他の専門家を含みます。）の助言を得ることができるものとします。買付者等は、独立委員会が、直接または間接に、検討資料その他の情報提供、協議・交渉等を求めた場合には、速やかにこれに応じなければならないものとします。

③ 情報開示

当社は、買付者等から買付説明書が提出された旨、独立委員会検討期間が開始した旨および本必要情報その他の情報のうち独立委員会が適切と判断する事項について、速やかに株主の皆様に対する情報開示を行ないます。

(d) 独立委員会の勧告

独立委員会は、買付者等が現れた場合には、以下の手続に従い、当社取締役会に対する勧告等を行なうものとします。独立委員会が当社取締役会に対して、以下の①ないし③に従った勧告等を行なった場合その他独立委員会が適切と判断する場合には、独立委員会は、当該勧告等の概要その他独立委員会が適切と判断する事項（独立委員会検討期間を延長する場合にはその期間および理由を含みます。）について、速やかに情報開示を行ないます。

① 本プランの発動を勧告する場合

独立委員会は、買付者等による買付等が下記(3)「本新株予約権の無償割当ての要件」に定める要件のいずれかに該当し、本新株予約権の無償割当てを実施することが相当であると判断した場合には、独立委員会検討期間の開始または終了の有無を問わず、当社取締役会に対して、本新株予約権の無償割当てを実施すべき旨の勧告を行ないます。

ただし、独立委員会は、いったん本新株予約権の無償割当ての実施の勧告をした後も、以下のいずれかの事由に該当すると判断した場合には、本新株予約権の無償割当てにかかる権利落ち日の前々営業日までにおいては本新株予約権の無償割当てを中止し、または本新株予約権の無償割当ての効力発生日以降行使期間開始日（下記(4)「本新株予約権の無償割当ての概要」(f)に定義されます。）の前日までにおいては本新株予約権を無償にて取得すべき旨の新たな勧告を行なうことができるものとします。

(i) 当該勧告後に買付者等が買付等を撤回した場合その他買付等が存しなくなった場合

- (ii) 当該勧告の判断の前提となった事実関係等に変動が生じ、買付者等による買付等が下記(3)「本新株予約権の無償割当ての要件」に定める要件のいずれにも該当しないか、または該当しても本新株予約権の無償割当てを実施することもしくは行使を認めることが相当でない場合

なお、独立委員会は、本新株予約権の無償割当てを実施すべき旨の勧告を行なうに際し、あらかじめ当該実施に関して株主総会の承認を得るべき旨の留保を付すこともできるものとします。

② 本プランの不発動を勧告する場合

独立委員会は、買付者等の買付等の内容の検討、買付者等との協議・交渉等の結果、買付者等による買付等が下記(3)「本新株予約権の無償割当ての要件」に定める要件のいずれにも該当しないか、または該当しても本新株予約権の無償割当てを実施することが相当でないと判断した場合には、独立委員会検討期間の終了の有無を問わず、当社取締役会に対して、本新株予約権の無償割当てを実施すべきでない旨の勧告を行ないます。

ただし、独立委員会は、いったん本新株予約権の無償割当ての不実施の勧告をした後も、当該勧告の判断の前提となった事実関係等に変動が生じ、下記(3)「本新株予約権の無償割当ての要件」に定める要件のいずれかに該当し、本新株予約権の無償割当てを実施することが相当であると判断するに至った場合には、本新株予約権の無償割当てを実施すべき旨の新たな勧告を行なうことができるものとします。

③ 独立委員会検討期間の延長を行なう場合

独立委員会が、当初の独立委員会検討期間の終了時までには、本新株予約権の無償割当ての実施または不実施の勧告を行なうに至らない場合には、独立委員会は、買付者等の買付等の内容の検討・代替案の検討・買付者等との交渉等に必要とされる合理的な範囲内で、独立委員会検討期間を延長する旨の決議を行ないます。この場合、独立委員会は、当該延長の理由および延長期間について、速やかに情報開示を行ないます。

上記決議により独立委員会検討期間が延長された場合、独立委員会は、引き続き、情報収集、検討等を行なうものとし、延長期間内に本新株予約権の無償割当ての実施または不実施の勧告を行なうよう最大限努めるものとします。

(e) 取締役会の決議／株主意思確認総会の招集

当社取締役会は、独立委員会の上記勧告を最大限尊重して本新株予約権の無償割当ての実施または不実施等に関する会社法上の機関としての決議を行なうものとします。

ただし、当社取締役会は、(i) 買付者等が本プランに定める手続を遵守しているとともに、買付等が当社の企業価値または株主共同の利益を毀損することが明白ではない場合で、かつ、(ii) 本新株予約権の無償割当ての実施について株主総会を開催することが実務上可能である場合には、原則として、独立委員会における手続に加えて、株主総会（以下「株主意思確認総会」といいます。）を招集し、本新株予約権の無償割当ての実施に関する株主の皆様の意思を確認する予定です。

また、当社取締役会は、(i)独立委員会が上記(2)「本プランの発動に係る手続」(d)①に記載されるとおり、本新株予約権の無償割当てを実施すべき旨の勧告を行なうに際し、あらかじめ当該実施に関して株主総会の承認を得るべき旨の留保を付した場合で、かつ、(ii)本新株予約権の無償割当ての実施について株主総会を開催することが実務上可能である場合には、独立委員会のかかる勧告を最大限尊重して、株主意思確認総会を招集し、本新株予約権の無償割当ての実施に関する株主の皆様の意思を確認するものとします。

当社取締役会は、株主意思確認総会の招集を決定した場合、実務上可能な限り速やかに株主総会を招集いたします。株主意思確認総会が開催された場合、当該株主意思確認総会は、本新株予約権の無償割当ての実施または不実施等についての決議を行なうものとします。また、当社取締役会は、株主意思確認総会が本新株予約権の無償割当てを実施することを否決する決議をした場合には、本新株予約権の無償割当ては実施いたしません。買付者等ならびにその共同保有者および特別関係者は、当社取締役会が本新株予約権の無償割当ての不実施に関する決議を行なうか、株主意思確認総会において本新株予約権の無償割当ての実施に係る議案が否決されるまでの間、買付等を実行してはならないものとします。

なお、当社取締役会は、当社取締役会において株主意思確認総会を招集する旨の決議を行なった場合または当社取締役会もしくは株主意思確認総会において本新株予約権の無償割当ての実施もしくは不実施に関する決議を行なった場合には、当該決議の概要その他当社取締役会が適切と判断する事項について、速やかに情報開示を行ないます。

(3) 本新株予約権の無償割当ての要件

当社は、買付者等による買付等が下記のいずれかに該当し、本新株予約権の無償割当てを実施することが相当であると認められる場合、上記(2)「本プランの発動に係る手続」(e)に記載される当社取締役会または株主意思確認総会の決議により、本新株予約権の無償割当てを実施することを予定しております。なお、上記(2)「本プランの発動にかかる手続」(d)のとおり、下記の要件に該当し、本新株予約権の無償割当てを実施することが相当であるか否かについては、原則として独立委員会の勧告を経て決定されることになります。

記

- (a) 本プランに定める手続を遵守しない買付等である場合
- (b) 下記に掲げる行為等により、当社の企業価値・株主共同の利益に対する明白な侵害をもたらすおそれのある買付等である場合
 - ① 株券等を買ひ占め、その株券等について当社に対して高値で買取りを要求する行為
 - ② 当社の経営を一時的に支配して当社グループの重要な資産等を廉価に取得する等、当社の犠牲のもとに買付者等の利益を実現する経営を行なうような行為
 - ③ 当社グループの資産を買付者等やそのグループ会社等の債務の担保、弁済原資として流用する行為

- ④ 当社の経営を一時的に支配して、当社グループの事業に当面関係していない高額資産等を処分させ、その処分利益をもって、一時的な高配当をさせるか、一時的な高配当による株価の急上昇の機会を狙って高値で売り抜ける行為
- (c) 真に会社経営に参加する意思がないにもかかわらず、もっぱら当社の株価を上昇させて当社株式を高値で会社関係者等に引き取らせる目的による買付等である場合
- (d) 強圧的二段階買付（最初の買付で全株式の買付を勧誘することなく、二段階目の買付条件を不利に設定し、あるいは明確にしないで、公開買付け等の株式買付を行なうことをいいます。）等、株主に株式の売却を事実上強要するおそれのある買付等である場合
- (e) 当社取締役会に、当該買付等に対する代替案を提示するために合理的に必要な期間を与えない買付等である場合
- (f) 当社株主に対して、本必要情報その他買付等の内容を判断するために合理的に必要とされる情報を十分に提供しない買付等である場合
- (g) 買付等の条件（対価の価額・種類、買付等の時期、買付等の方法の適法性、買付等の実行の可能性、買付等の後の経営方針または事業計画、買付等の後における当社の他の株主、当社の従業員、顧客、取引先その他の当社にかかる利害関係者に対する方針等を含みます。）が当社の本源的価値に鑑み不十分または不適当な買付等である場合
- (h) 当社の企業価値を生み出すうえで必要不可欠な当社の生産技術やノウハウ、グループ力を活用して実現されたブランド力、バランスのとれた事業展開を指向する等の企業文化または当社の従業員等や地域社会との関係を損なうことなどにより、当社の企業価値または株主共同の利益に反する重大なおそれをもたらす買付等である場合

(4) 本新株予約権の無償割当ての概要

本プランに基づき実施する予定の本新株予約権の無償割当ての概要は、以下のとおりです。

(a) 本新株予約権の数

本新株予約権の無償割当てに関する取締役会決議または株主総会決議（以下「本新株予約権無償割当て決議」といいます。）において別途定める一定の日（以下「割当期日」といいます。）における当社の最終の発行済株式総数（ただし、同時点において当社の有する当社株式の数を控除します。）に相当する数を上限として、本新株予約権無償割当て決議において別途定める数とします。

(b) 割当対象株主

割当期日における当社の最終の株主名簿に記載または記録された当社以外の株主に対し、その有する当社株式1株につき本新株予約権1個の割合で本新株予約権無償割当て決議において別途定める割合で、本新株予約権を割り当てます。

(c) 本新株予約権の無償割当ての効力発生日

本新株予約権無償割当て決議において別途定める日とします。

(d) 本新株予約権の目的である株式の数

本新株予約権1個の目的である当社株式の数（以下「対象株式数」といいます。）は、原則として1株とします。

(e) 本新株予約権の行使に際して出資される財産の価額

本新株予約権の行使に際してする出資の目的は金銭とし、本新株予約権の行使に際して出資される財産の当社株式1株当たりの価額は、1円を下限とし当社株式1株の時価の2分の1の金額を上限とする金額の範囲内で本新株予約権無償割当て決議において別途定める価額とします。なお、「時価」とは、本新株予約権無償割当て決議に先立つ90日間（取引が成立しない日を除きます。）の株式会社東京証券取引所における当社普通株式の普通取引の各日の終値の平均値（気配表示を含みます。）に相当する金額とし、1円未満の端数は切り上げるものとします。

(f) 本新株予約権の行使期間

本新株予約権無償割当て決議において別途定める日を初日（以下かかる行使期間の初日を「行使期間開始日」といいます。）とし、1ヶ月間から3ヶ月間までの範囲で本新株予約権無償割当て決議において別途定める期間とします。ただし、下記(i)項の規定に基づき当社が本新株予約権を取得する場合、当該取得にかかる本新株予約権の行使期間は、当該取得日の前日までとします。また、行使期間の最終日が行使に際して払い込まれる金銭の払込取扱場所の休業日にあたる場合は、その前営業日を最終日とします。

(g) 本新株予約権の行使条件

(Ⅰ)特定大量保有者¹¹、(Ⅱ)特定大量保有者の共同保有者、(Ⅲ)特定大量買付者¹²、(Ⅳ)特定大量買付者の特別関係者、もしくは(Ⅴ)上記(Ⅰ)ないし(Ⅳ)に該当する者から本新株予約権を当社取締役会の承認を得ることなく譲り受けもしくは承継した者、または、(Ⅵ)上記(Ⅰ)ないし(Ⅴ)に該当する者の関連者¹³（以下(Ⅰ)ないし(Ⅵ)に該当する者を「非適格者」と総称します。）は、原則として本新株予約権を行使することができません。また、外国の適用法令上、本新株予約権の行使にあたり所定の手続が必要とされる非居住者も、原則として本新株予約権を行使することができません（ただし、非居住者の保有する本新株予約権も適用法令に従うことを条件として、下記(i)項②のとおり、当社による当社株式を対価とする取得の対象となります。）。さらに、本新株予約権の行使条件を充足していること等についての表明保証条項、補償条項その他の誓約文言を含む当社所定の書式による誓約書を提出しない者も、本新株予約権を行使することができません。

11 原則として、当社が発行者である株券等の保有者で、当該株券等にかかる株券等保有割合が20%以上である者（当社取締役会がこれに該当すると認めた者を含みます。）をいいます。ただし、その者が当社の株券等を取得・保有することが当社の企業価値または株主共同の利益に反しないと当社取締役会が認めた者その他本新株予約権無償割当て決議において当社取締役会が別途定める所定の者は、特定大量保有者に該当しないものとします。本書において同じとします。

12 原則として、公開買付けによって当社が発行者である株券等（金融商品取引法第27条の2第1項に定義されます。以下、本脚注において同じとします。）の買付け等（同法第27条の2第1項に定義されます。以下、本脚注において同じとします。）を行なう旨の公告を行なった者で、当該買付け等の後におけるその者の所有（これに準ずるものとして金融商品取引法施行令第7条第1項に定める場合を含みます。）にかかる株券等の株券等所有割合がその者の特別関係者の株券等所有割合と合計して20%以上となる者（当社取締役会がこれらに該当すると認めた者を含みます。）をいいます。ただし、その者が当社の株券等を取得・保有することが当社の企業価値または株主共同の利益に反しないと当社取締役会が認めた者その他本新株予約権無償割当て決議において当社取締役会が別途定める所定の者は、特定大量買付者に該当しないものとします。本書において同じとします。

13 ある者の「関連者」とは、実質的にその者を支配し、その者に支配されもしくはその者と共同の支配下にある者（当社取締役会がこれらに該当すると認めた者を含みます。）、またはその者と実質的に協調して行動する者として当社取締役会が認めた者をいいます。なお、「支配」とは、他の会社等の「財務及び事業の方針の決定を支配している場合」（会社法施行規則第3条第3項に定義されます。）をいいます。

(h) 本新株予約権の譲渡

本新株予約権の譲渡による取得については、当社取締役会の承認を要します。

(i) 当社による本新株予約権の取得

① 当社は、行使期間開始日の前日までの間いつでも、当社が本新株予約権を取得することが適切であると当社取締役会が認める場合には、当社取締役会が別途定める日の到来日をもって、本新株予約権無償割当て決議で定めるところに従い、本新株予約権全てを無償で取得することができるものとします。

② 当社は、当社取締役会が別途定める日の到来日をもって、非適格者以外の者が有する本新株予約権のうち当該当社取締役会が定める日の前日までに未行使のもの全てを取得し、これと引換えに、本新株予約権 1 個につき対象株式数に相当する数の当社株式を交付することができます。

また、かかる取得がなされた日以降に、本新株予約権を有する者のうち非適格者以外の者が存在すると当社取締役会が認める場合には、上記の取得がなされた日より後の当社取締役会が定める日の到来日をもって、当該者の有する本新株予約権のうち当該当社取締役会が定める日の前日までに未行使のものを全て取得し、これと引換えに、本新株予約権 1 個につき対象株式数に相当する数の当社株式を交付することができるものとし、その後も同様とします。

(j) 合併、吸収分割、新設分割、株式交換および株式移転の場合の新株予約権の交付

本新株予約権無償割当て決議において別途定めるものとします。

(k) 新株予約権証券の発行

本新株予約権に係る新株予約権証券は発行しません。

(l) その他

上記に定めるほか、本新株予約権の内容の詳細は、本新株予約権無償割当て決議において別途定めるものとします。

(5) 本プランの継続手続

本プランは、現プランを継続するものですが、本定時株主総会において下記のとおりお諮りし、株主の皆様のご承認をいただくことを条件として継続され、有効期間を本定時株主総会の開催日から 1 年間とすることを予定しております。

記

当社定款第27条の規定に基づき、本定時株主総会における決議により、現プランを継続し（以下継続後のプランを「本プラン」といいます。）、本プランに記載した条件に従い本新株予約権の無償割当てに関する事項を決定する権限を、当社取締役会に委任していただきます。

(6) 本プランの有効期間、廃止および変更

本プランの有効期間は、本定時株主総会後1年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会終結の時までとします。

ただし、その有効期間の満了前であっても、①当社の株主総会において本プランにかかる本新株予約権の無償割当てに関する事項の決定についての取締役会への上記委任を撤回する旨の決議が行なわれた場合、または、②当社取締役会により本プランを廃止する旨の決議が行なわれた場合には、本プランはその時点で廃止されるものとします。

また、当社取締役会は、本プランの有効期間中であっても、本プランに関する法令、金融商品取引所規則等の新設または改廃が行なわれ、かかる新設または改廃を反映するのが適切である場合、誤字脱字等の理由により字句の修正を行なうのが適切である場合、または当社株主に不利益を与えない場合等、本定時株主総会の決議による委任の趣旨に反しない場合には、独立委員会の承認を得たうえで、本プランを修正し、または変更する場合があります。

当社は、本プランが廃止、修正または変更された場合には、当該廃止、修正または変更の事実および（修正・変更の場合には）修正・変更の内容その他の事項につき、必要に応じて情報開示を速やかに行ないます。

(7) 独立委員会の設置

当社は、取締役の恣意的判断を排除し、株主の皆様のために本プランの発動等の運用に際しての実質的な判断を客観的に行なう機関として、独立委員会を設置します。現プランの継続時点における独立委員会の委員は、社外有識者3名から構成されます（独立委員会の委員の選任基準、決議要件、決議事項等については、別紙1「独立委員会規則の概要」のとおりであり、現プランの継続時点における独立委員会の委員は別紙2「独立委員会委員略歴」のとおりです。）。

実際に買付等がなされる場合には、上記(2)「本プランの発動に係る手続」に記載したとおり、独立委員会が、当該買付等が当社の企業価値・株主共同の利益を毀損するか否か等の実質的な判断を行ない、当社取締役会はその判断を最大限尊重して会社法上の機関としての決議を行なうこととします。ただし、当社取締役会は、(i)買付者等が本プランに定める手続を遵守しているとともに、買付等が当社の企業価値または株主共同の利益を毀損することが明白ではない場合で、かつ、(ii)本新株予約権の無償割当ての実施について株主総会を開催することが実務上可能である場合には、原則として、独立委員会における手続に加えて、株主意思確認総会を招集し、本新株予約権の無償割当ての実施に関する株主の皆様の意思を確認する予定です。

(8) 法令の改正等による修正

本プランで引用する法令の規定は、2020年5月14日現在施行されている規定を前提としているものであり、同日以後、法令の新設または改廃により、上記各項に定める条項ないし用語の意義等に修正を加える必要が生じた場合には、当該新設または改廃の趣旨を考慮のうえ、上記各項に定める条項ないし用語の意義等を適宜合理的な範囲内で読み替えることができます。

3. 株主の皆様への影響

(1) 現プランの継続にあたって株主および投資家の皆様に与える影響

現プランの継続にあたっては、株主総会決議に基づき、本新株予約権に関する新株予約権無償割当ての決定権限を取締役会に対して委任していただいているに過ぎず、本新株予約権の無償割当て自体は行なわれませんので、株主および投資家の皆様に直接具体的な影響が生じることはありません。

(2) 本新株予約権の無償割当て時に株主および投資家の皆様に与える影響

(i) 本新株予約権の無償割当ての手續

当社取締役会または当社株主総会において、本新株予約権無償割当て決議を行なった場合には、当該決議において割当期日を定め、これを公告いたします。この場合、割当期日における当社の最終の株主名簿に記載または記録された株主の皆様（以下「割当対象株主」といいます。）に対し、その有する当社株式1株につき本新株予約権1個の割合を上限として本新株予約権無償割当て決議において別途定める割合で、本新株予約権が無償にて割り当てられます。なお、割当対象株主の皆様は、本新株予約権の無償割当ての効力発生日において、当然に本新株予約権にかかる新株予約権者となるため、申込の手續等は不要です。

なお、いったん本新株予約権無償割当て決議がなされた場合であっても、当社は、上記2. (2) 「本プランの発動にかかる手續」(d) ①に記載した独立委員会の勧告を最大限尊重し、本新株予約権の無償割当てにかかる権利落ち日の前々営業日までにおいては本新株予約権の無償割当てを中止し、または本新株予約権の無償割当ての効力発生日以降、行使期間開始日の前日までにおいては本新株予約権全てについてこれを無償で取得する場合があります。これらの場合には、当社株式1株当たりの価値の希釈化は生じませんので、こうした希釈化が生じることを前提に売買を行なった投資家の皆様は、株価の変動により不測の損害を被る可能性があります。

(ii) 本新株予約権の無償割当ての実施後における本新株予約権の行使または取得に際して株主および投資家の皆様に与える影響

本新株予約権の行使または取得に関しては差別的条件が付されることが予定されているため、当該行使または取得に際して、非適格者の法的権利および経済的側面において不利益が生じることが想定されますが、この場合であっても、非適格者以外の株主の皆様が、その有する当社の株式に係る法的権利および経済的側面において格別の損失を被る事態は想定しておりません。もっとも、新株予約権それ自体の譲渡は制限されているため、割当期日以降、本新株予約権の行使または本新株予約権の当社による取得の結果、株主の皆様が当社株式が交付される場合には、株主の皆様の振替口座に当社株式の記録が行なわれるまでの期間、株主の皆様が保有する当社株式の価値のうち本新株予約権に帰属する部分については、譲渡による投下資本の回収はその限りで制約を受ける可能性がある点にご留意ください。

(iii) 本新株予約権の行使の手続

当社は、割当対象株主の皆様に対し、原則として、本新株予約権の行使請求書（行使にかかる本新株予約権の内容および数、本新株予約権を行使する日、当社株式の記録を行なうための振替口座等の必要事項ならびに株主の皆様ご自身が本新株予約権の行使条件を充足すること等についての表明保証条項、補償条項その他の誓約文言を含む当社所定の書式によるものとします。）その他本新株予約権の権利行使に必要な書類を送付いたします。本新株予約権の無償割当て後、株主の皆様においては、本新株予約権の行使期間内に、これらの必要書類を提出したうえ、原則として、本新株予約権 1 個当たり 1 円を下限とし、当社株式 1 株の時価の 2 分の 1 を上限とする金額の範囲内で本新株予約権無償割当て決議において定める行使価額に相当する金銭を払込取扱場所に払い込むことにより、1 個の本新株予約権につき原則として 1 株の当社株式が発行されることになります。

仮に、株主の皆様が、こうした本新株予約権の行使および行使価額相当の金銭の払込を行わなければ、他の株主の皆様による本新株予約権の行使により、その保有する当社株式が希釈化することになります。

ただし、当社は、下記(iv)に記載するところに従って非適格者以外の株主の皆様から本新株予約権を取得し、それと引換えに当社株式を交付することがあります。当社がかかる取得の手続を取った場合、非適格者以外の株主の皆様は、本新株予約権の行使および行使価額相当の金銭の払込をせずに当社株式を受領することとなり、その保有する当社株式の希釈化は原則として生じません。

なお、社債、株式等の振替に関する法律の規定により、本新株予約権を行使する場合には、行使の結果交付される当社株式の記録を行なうための振替口座として、特別口座以外の口座をお知らせいただく必要がございますので、株主の皆様が本新株予約権を行使する際には、あらかじめ証券口座等の振替口座を開設していただく必要がある点にご注意ください。

(iv) 当社による本新株予約権の取得の手続

当社は、当社取締役会が本新株予約権を取得する旨の決定をした場合、法定の手続に従い、当社取締役会が別途定める日の到来日をもって、非適格者以外の株主の皆様から本新株予約権を取得し、これと引換えに当社株式を交付することがあります。この場合、かかる株主の皆様は、行使価額相当の金銭を払い込むことなく、当社による当該本新株予約権の取得の対価として、1 個の本新株予約権につき原則として 1 株の当社株式を受領することになります。ただし、この場合、かかる株主の皆様には、別途、ご自身が非適格者でないこと等についての表明保証条項、補償条項その他の誓約文言を含む当社所定の書式による誓約書をご提出いただくことがあります。

上記のほか、割当て方法、行使の方法および当社による取得の方法の詳細につきましては、本新株予約権無償割当て決議において決定された後、株主の皆様に対して情報開示または通知いたしますので、当該内容をご確認ください。

四 上記各取組みに対する当社取締役会の判断およびその理由

1. 基本方針の実現に資する特別な取組み（上記二の取組み）について

上記二に記載した企業価値向上のための取組みやコーポレート・ガバナンスの強化といった各施策は、当社の企業価値・株主共同の利益を継続的かつ持続的に向上させるための具体的方策として策定されたものであり、まさに基本方針の実現に資するものです。

従って、これらの各施策は、基本方針に沿い、当社の株主共同の利益に合致するものであり、当社の会社役員の地位の維持を目的とするものではありません。

2. 基本方針に照らして不適切な者によって当社の財務および事業の方針の決定が支配されることを防止するための取組み（上記三の取組み）について

(1) 当該取組みが基本方針に沿うものであること

本プランは、当社株券等に対する買付等がなされた際に、当該買付等に応じるべきかを株主の皆様が判断するため、あるいは当社取締役会が代替案を提案するために必要な情報や時間を確保したり、株主の皆様のために買付者等と交渉を行なうこと等を可能とすることにより、当社の企業価値・株主共同の利益を確保するための枠組みであり、基本方針に沿うものです。

(2) 当該取組みが当社の株主の共同の利益を損なうものではなく、また、当社の会社役員の地位の維持を目的とするものではないこと

当社は、以下の理由により、本プランは、当社株主の共同の利益を損なうものではなく、また、当社の会社役員の地位の維持を目的とするものではないと考えております。

① 買収防衛策に関する指針等の要件を充足していること

本プランは、経済産業省および法務省が2005年5月27日に発表した「企業価値・株主共同の利益の確保又は向上のための買収防衛策に関する指針」の定める三原則を充足しています。

② 株主意思を重視するものであること

上記三1.「本プランの目的」にて記載したとおり、当社は、本プランについて株主の皆様のご意思を確認するため、本定時株主総会において本プランについての議案を上程し、当社株主の皆様のご意思をお諮りいたします。

本プランは、上記三2. (2)「本プランの発動に係る手続」(e)にて記載したとおり、当社取締役会は、本プランで定めるとおり、原則として、本プランの発動の是非について、株主総会において株主の皆様の意思を確認することとしています。

また、上記三2. (6)「本プランの有効期間、廃止および変更」にて記載したとおり、本プランには、その有効期間を約1年間とするいわゆるサンセット条項が付されており、かつ、その有効期間の満了前であっても、当社株主総会において、①本定時株主総会における委任決議を撤回する旨の決議が行なわれた場合または②当社取締役会において本プランを廃止する旨の決議が行なわれた場合には、本プランはその時点で廃止されることになります。その意味で、本プランの消長には、株主の皆様のご意向が反映されることとなっております。

③ 独立委員会による判断の重視と情報開示

上記三 2. (7) 「独立委員会の設置」にて記載したとおり、本プランの発動等の運用に際しての実質的な判断は、社外有識者等のみから構成される独立委員会により行なわれることとされています。

また、その判断の概要については株主の皆様へ情報開示をすることとされており、当社の企業価値・株主共同の利益にかなうように本プランの透明な運営が行なわれる仕組みが確保されています。

④ 合理的な客観的要件の設定

本プランは、上記三 2. (2) 「本プランの発動に係る手続」(d) および上記三 2. (3) 「本新株予約権の無償割当ての要件」にて記載したとおり、合理的な客観的要件が充足されなければ発動されないように設定されており、当社取締役会による恣意的な発動を防止するための仕組みを確保しているものといえます。

⑤ 第三者専門家の意見の取得

上記三 2. (2) 「本プランの発動に係る手続」(c) ②にて記載したとおり、買付者等が出現すると、独立委員会は、当社の費用で、独立した第三者（ファイナンシャル・アドバイザー、公認会計士、弁護士、コンサルタントその他の専門家を含みます。）の助言を受けることができるものとされています。これにより、独立委員会による判断の公正さ・客観性がより強く担保される仕組みとなっています。

⑥ 当社取締役の任期は原則 1 年であること

当社取締役（監査等委員である取締役を除く。）の任期は 1 年とされております。従って、毎年の取締役の選任を通じて、本プランにつき、株主の皆様のご意向を反映させることが可能となります。

⑦ デッドハンド型やスローハンド型の買収防衛策ではないこと

上記三 2. (6) 「本プランの有効期間、廃止および変更」にて記載したとおり、本プランは、当社の株券等を大量に買い付けた者が、自己の指名する取締役を株主総会で選任し、かかる取締役で構成される取締役会により、本プランを廃止することが可能です。

従って、本プランは、デッドハンド型買収防衛策（取締役会の構成員の過半数を交替させてもなお、発動を阻止できない買収防衛策）ではありません。また、当社では、取締役（監査等委員である取締役を除く。）の任期は 1 年であり、また任期が 2 年の監査等委員である取締役についても期差任期制は採用していないため、本プランは、スローハンド型買収防衛策（取締役会の構成員を交替することによりその発動を阻止するのに時間を要する買収防衛策）でもありません。

以 上

独立委員会規則の概要

- ・独立委員会は当社取締役会の決議により設置される。
- ・独立委員会の委員は、3名以上とし、当社の業務執行を行なう経営陣から独立している、(i)当社社外取締役または(ii)社外の有識者のいずれかに該当する者の中から、当社取締役会が選任する。ただし、有識者は、実績ある会社経営者、官庁出身者、投資銀行業務に精通する者、弁護士、公認会計士もしくは会社法等を主たる研究対象とする研究者またはこれらに準ずる者でなければならない。また、別途当社取締役会が指定する善管注意義務条項等を含む契約を当社との間で締結した者でなければならない。
- ・独立委員会委員の任期は、本定時株主総会終結後1年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。ただし、当社取締役会の決議により別段の定めをした場合はこの限りでない。また、社外取締役であった独立委員会委員が、取締役でなくなった場合（ただし、再任された場合を除く。）には、独立委員会委員としての任期も同時に終了するものとする。
- ・独立委員会は、以下の各号に記載される事項について決定し、その決定の内容を、その理由を付して当社取締役会に対して勧告する。当社取締役会は、この独立委員会の勧告を最大限尊重して、会社法上の機関としての決定を行なう（ただし、①に定める本新株予約権の無償割当ての実施につき、株主総会において別段の決議がなされた場合には、当該決議に従う。）。なお、独立委員会の各委員および当社各取締役は、こうした決定にあたっては、もっぱら当社の企業価値・株主共同の利益に資するか否かの観点からこれを行なうことを要し、自己または当社の経営陣の個人的利益を図ることを目的としてはならない。
 - ① 本新株予約権の無償割当ての実施または不実施
 - ② 本新株予約権の無償割当ての中止または本新株予約権の無償取得
 - ③ その他当社取締役会が独立委員会に諮問した事項
- ・上記に定めるところに加え、独立委員会は、以下の各号に記載される事項を行なう。
 - ① 本プランの対象となる買付等への該当性の判断
 - ② 買付者等および当社取締役会が独立委員会に提供すべき情報およびその回答期限の決定
 - ③ 買付者等の買付等の内容の精査・検討
 - ④ 自らまたは当社取締役会等を通じた買付者等との交渉・協議
 - ⑤ 代替案の提出の要求
 - ⑥ 独立委員会検討期間の延長
 - ⑦ 本プランの修正または変更にかかる承認
 - ⑧ その他本プランにおいて独立委員会が行なうことができると定められた事項
 - ⑨ 当社取締役会が別途独立委員会が行なうことができるものと定めた事項
- ・独立委員会は、買付者等に対し、買付説明書の記載内容が本必要情報として不十分であると判断した場合には、当社取締役会および独立委員会の双方に追加的に情報を提供しよう求める。また、独立委員会は、買付者等から買付説明書および独立委員会から追加提供を求めた情報が提供された場合、当社取締役会に対しても、所定の期間内に、買付者等の買付等の内容に対する意見およびその根拠資料、代替案（もしあれば）その他独立委員会が適宜必要と認める情報を提供しよう要求することができる。

- ・独立委員会は、当社の企業価値・株主共同の利益の確保・向上という観点から買付者等の買付等の内容を改善させるために必要があれば、自らまたは当社取締役会等を通じて、買付者等と協議・交渉を行なうものとする。
- ・独立委員会は、必要な情報収集を行なうため、当社または当社グループ会社の取締役、監査役、執行役員、従業員その他独立委員会が必要と認める者の出席を要求し、独立委員会が求める事項に関する説明を求めることができる。
- ・独立委員会は、当社の費用で、独立した第三者（ファイナンシャル・アドバイザー、公認会計士、弁護士、コンサルタントその他の専門家を含む。）の助言を得ること等ができる。
- ・各独立委員会委員は、買付等がなされた場合その他いつでも独立委員会を招集することができる。
- ・独立委員会の決議は、原則として、独立委員会委員の全員が出席（テレビ会議または電話会議による出席を含む。以下同じとする。）し、その過半数をもってこれを行なう。ただし、やむを得ない事由があるときは、独立委員会委員の過半数が出席し、その議決権の過半数をもってこれを行なうことができる。

以 上

独立委員会委員略歴

独立委員会の委員は、以下の3名を予定しております。

中村 直人（なかむら なおと）

【略歴】

1982年10月 司法試験合格
1983年 3 月 一橋大学法学部卒業
1985年 4 月 森綜合法律事務所所属
1998年 4 月 日比谷パーク法律事務所開設、パートナー
2003年 2 月 中村直人法律事務所開設（現中村・角田・松本法律事務所）

本多 英司（ほんだ ひでし）

【略歴】

1986年 5 月 デューク大学大学院卒業
2012年 6 月 エーザイ株式会社 代表執行役副社長
2018年 6 月 同社 相談役
株式会社メニコン社外取締役

長谷川 臣介（はせがわ しんすけ）

【略歴】

1989年 3 月 中央大学商学部卒業
1989年 9 月 井上斉藤英和監査法人（アーサーアンダーセン東京）
1993年 3 月 公認会計士登録
2001年 4 月 野村證券株式会社 企業情報部
2005年 8 月 モルガンスタンレー証券 債券本部
2009年11月 長谷川公認会計士事務所開設
現在 公認会計士

以 上

当社の大株主の状況（上位10位）

2020年3月31日現在の当社の大株主の状況は以下のとおりです。

順位	株主名	所有株式数 (千株)	持株比率 (%)
1	住友ベークライト株式会社	4,762	23.05
2	旭化成メディカル株式会社	1,000	4.84
3	エムエルアイ フォー クライアント ジェネラル オムニ ノンコラテラル ノントリーティー ピービー（常任代理人）メルリリンチ日本証券株式会社	848	4.10
4	株式会社三井住友銀行	725	3.51
5	森六ホールディングス株式会社	612	2.96
6	株式会社伊予銀行	502	2.43
6	株式会社大分銀行	502	2.43
8	ステートストリートバンクアンドトラスト クライアントオムニバスアカウント オーエムゼロツー 5 0 5 0 0 2 （常任代理人）株式会社みずほ銀行決済営業部	476	2.31
9	川野幸博	423	2.05
10	川野安博	386	1.87

- (注) 1. 当社は、自己株式を2,279,844株保有しておりますが、上記大株主からは除外しております。
 2. 持株比率は自己株式を控除して計算しております。
 3. なお、当社の発行可能株式総数は50,000,000株、発行済株式総数は22,948,003株であります。また、2020年3月31日現在の株主数は2,903名です。

以 上

(提供書面)

事業報告 (2019年4月1日から2020年3月31日まで)

1 企業集団の現況

(1) 当事業年度の事業の状況

① 事業の経過および成果

当連結会計年度の経営成績については以下のとおりです。

<売上高>

売上高
22,323 百万円
前年比 7.4% 

売上高は、国内外向け血液バッグや血液浄化用フィルター（自販除く）等の販売が増加したものの、構造改革による撤退品（国内生産ダイアライザー、透析用海外血液回路、国内浄化自販製品＜除く回路＞、輸液製品＜海外OEM＞、血圧モニタリングキット等）や成分採血キット、生理食塩液等の販売が減少した影響により、前連結会計年度に比べ17億80百万円減の223億23百万円（前連結会計年度比7.4%減）となりました。国内・海外別の売上高につきましては、国内売上高は、前連結会計年度に比べ9億7百万円減の152億51百万円（同5.6%減）、海外売上高は、前連結会計年度に比べ8億72百万円減の70億72百万円（同11.0%減）となりました。

営業利益

648 百万円
前年比 8.4% 

<売上総利益・営業利益・経常利益>

売上高の減少影響等により、売上総利益は前連結会計年度に比べ6億56百万円減の75億51百万円（同8.0%減）となりました。

販売費及び一般管理費は、開発材料費等の開発試験研究費が増加したものの、構造改革による人件費等の減少により、前連結会計年度に比べ7億6百万円減の69億3百万円（同9.3%減）となり、営業利益は、前連結会計年度に比べ50百万円増の6億48百万円（同8.4%増）、経常利益は、前連結会計年度に比べ8百万円増の7億95百万円（同1.1%増）となりました。

経常利益

795 百万円
前年比 1.1% 

<親会社株主に帰属する当期純利益>

親会社株主に帰属する当期純利益は、特別損失に計上した構造改革費用が16億13百万円減少したこと等により、前連結会計年度に比べ12億8百万円増の13億95百万円（同646.5%増）となりました。

当期純利益

1,395 百万円
前年比 646.5% 

なお、当連結会計年度の期中平均の為替レートは「1米ドル＝108.95円」「1ユーロ＝120.74円」「1タイバーツ＝3.51円」でありました。

■ 事業セグメントと売上状況

体外循環関連

体外循環関連の製品は、『透析関連』と『血液浄化関連』の製品に分けられます。いずれも、血液を体の外に出して不要な成分を取り除く治療です。

11,205

百万円

(売上高構成比 50.2 %)

OEMの血液浄化用フィルター等の販売が増加したものの、構造改革による撤退品(国内ダイアライザー、透析用海外血液回路等)や生理食塩液等の販売減少により、売上高は、前年同期比15億2百万円減の112億5百万円(同11.8%減)となりました。



透析用血液回路



ダイアライザー
(人工腎臓)



生理食塩液

血液および血管内関連

血液および血管内関連の製品は、『血液関連』と『血管内』、『消化器』に分けられます。血液関連製品は献血・輸血に使われる製品です。血管内は胸部大動脈瘤の治療に用いられる製品で、消化器は胆管や大腸に留置し、閉塞を解消するための製品です。

11,118

百万円

(売上高構成比 49.8 %)

国内および海外向けの血液バッグ等の販売は増加しましたが、構造改革による撤退品(輸液製品、血圧モニタリングキット等)や成分採血キット等の販売減少により、売上高は、前年同期比で2億77百万円減の111億18百万円(同2.4%減)となりました。



血液バッグ



大動脈用ステントグラフト 胆管ステント



2020年3月期
売上高
22,323
百万円

② 対処すべき課題

【構造改革の進捗】

当社は2018年5月の取締役会において、中期経営計画を策定するとともに企業価値向上に向けた収益力の強化と体質改善を目的として、構造改革の実施を決定しました。中期経営計画の2年目にあたる当連結会計年度までの構造改革の進捗状況は以下のとおりです。

1. 体外循環事業の見直し

- ・国内生産ダイアライザー等の不採算製品について生産、販売を終了いたしました。
- ・希望退職者の募集を実施し、人員の適正化が完了いたしました。
- ・8拠点あった国内の営業拠点を東京・大阪・福岡の3拠点への集約し、販売子会社であるナムシントレーディング（タイ）の事業を終了しました。

2. 血管内分野の拡大と新分野への進出

- ・2019年6月より「川澄ダックビル胆管ステント」は全国販売を開始し、「川澄ジャバラ大腸ステント」は2020年度より全国展開を開始する予定です。
- ・新研究開発拠点（神奈川県川崎市キングスカイフロント）については、2020年3月に着工し、2021年4月竣工、2021年10月稼働予定です。
- ・ステントグラフトは、イタリアを皮切りにドイツ他欧州での販売拡大を計画しています。

3. 生産性の向上

- ・2019年4月に営業部門と生産部門の組織改編を行っております。営業部門は販売戦略立案から実行まで一貫して行える事業分野別（透析・浄化、消化器、血液、血管内）の組織に変更しました。また、生産部門は新たに生産管理部を設置し、国内外生産の一元管理を開始するとともに、管理人員を削減いたしました。
- ・従業員が活き活きと働ける人事・処遇制度の改定を2019年10月に実施いたしました。

【住友ベークライト株式会社との資本業務提携について】

当社は、2019年3月20日に住友ベークライト株式会社との間で資本業務提携契約を締結し、血管内治療や内視鏡治療などの低侵襲治療分野における両社のプレゼンスの強化・拡大につなげるべく協議・検討を進めております。

これまで生産部門や研究開発部門において、具体的な情報交流や試作品の製作支援への取り組みなどを行っております。現時点で業績に直接影響をおよぼす進捗はございませんが、今後も、医療機器製品情報の共有やそれに基づく次世代製品の共同研究・開発の可能性、拠点の相互活用について協議・検討を行ってまいります。

③ 設備投資の状況

当期において、当社グループは総額17億61百万円の設備投資を行ないました。

(ご参考)

新型コロナウイルス感染拡大の 事業影響について

世界中で大きな影響を及ぼしている新型コロナウイルス感染症に罹患された皆様やご家族にお見舞い申し上げるとともに、亡くなられた方々に哀悼の意を表します。

この危機に対して、新型コロナウイルス感染症の治療はもちろん、平素から当社製品をお使いの患者様の生命、そして医療従事者の皆様の支えるべく、当社は医薬品・医療機器製造業として、事業継続と安定した製品供給を行うため、様々なリスク対策を行っております。

罹患された皆様の一日も早い回復と、早期の感染拡大の終息を心より祈念いたします。

一 従業員の安全確保および安定供給体制について

■ 勤務体制について

本社・営業拠点ではテレワークを活用し、緊急事態宣言下での出勤率を2割以下に抑える取組みを行ってきました。また、製造拠点ではエリアの分けや休憩時間の分散を行い、従業員同士の接触機会を抑えております。今後もソーシャルディスタンスの徹底やテレワークの活用により感染拡大防止に努めてまいります。

■ 安定供給への取組みについて

万が一感染者が発生した場合に備えて、十分な在庫確保を行っております。原材料、購入部品についても、十分な在庫確保を行っており、現状サプライチェーンに大きな影響は出ておりません。

一 製品需要への影響について

当社が扱っている製品は、透析関連、献血・輸血関連など、患者様の生命維持や医療に欠かせない製品であり、現段階で大きな需要影響は出ておりません。なおステントグラフトの海外販売については症例の要望はあるものの、指導医の派遣が困難な状況であり、延期もしくは他の術式にて治療いただいております。

一 業績への影響について

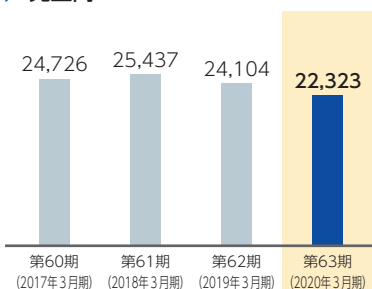
見直しに対する新型コロナウイルス感染症の拡大による影響については、現時点において当社が把握可能な情報を基に、営業活動の自粛等、足下の状況が6月末まで継続すると仮定して算出しております。今後の実際の感染拡大の収束時期や、国内外の経済動向、為替相場の変動など様々な要因により、実際の業績等は変動する可能性があります。

(2) 直前3事業年度の財産および損益の状況

連結財務ハイライト

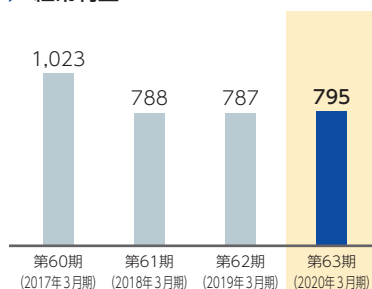
▶ 売上高

(単位：百万円)

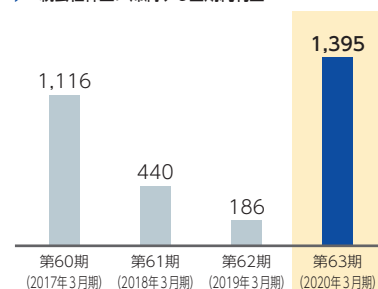


▶ 経常利益

(単位：百万円)

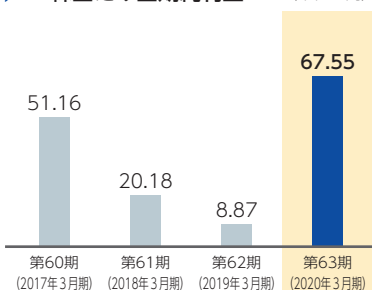


▶ 親会社株主に帰属する当期純利益 (単位：百万円)



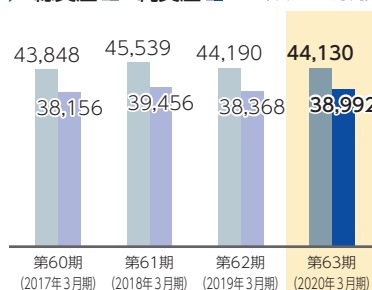
▶ 1株当たり当期純利益

(単位：円)



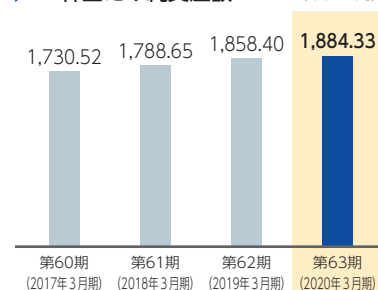
▶ 総資産 / 純資産

(単位：百万円)



▶ 1株当たり純資産額

(単位：円)



① 企業集団の財産および損益の状況

区 分		第60期 2016年度	第61期 2017年度	第62期 2018年度	第63期 2019年度 (当連結会計年度)
売上高	(百万円)	24,726	25,437	24,104	22,323
経常利益	(百万円)	1,023	788	787	795
親会社株主に帰属する当期純利益	(百万円)	1,116	440	186	1,395
1株当たり当期純利益	(円)	51.16	20.18	8.87	67.55
総資産	(百万円)	43,848	45,539	44,190	44,130
純資産	(百万円)	38,156	39,456	38,368	38,992
1株当たり純資産額	(円)	1,730.52	1,788.65	1,858.40	1,884.33

(注) 売上高には、消費税等は含まれておりません。

② 当社の財産および損益の状況

区 分		第60期 2016年度	第61期 2017年度	第62期 2018年度	第63期 2019年度 (当期)
売上高	(百万円)	23,289	24,320	22,749	21,505
経常利益	(百万円)	328	823	945	2,671
当期純利益	(百万円)	126	576	453	3,045
1株当たり当期純利益	(円)	5.79	26.44	21.54	147.49
総資産	(百万円)	35,895	37,183	35,576	38,272
純資産	(百万円)	30,098	31,070	30,059	32,683
1株当たり純資産額	(円)	1,379.66	1,424.24	1,458.14	1,581.36

(注) 売上高には、消費税等は含まれておりません。

(3) 重要な子会社の状況

会社名	資本金	当社の議決権比率	主要な事業内容
カワスミラボラトリーズタイランド (タイ国)	235百万バーツ	99.5%	医療機器・医薬品の製造

(4) 主要な事業内容 (2020年3月31日現在)

セグメント	主要品目
血液および血管内関連	血液バッグ、成分採血キット、翼付採血キット、輸液セット、ステントグラフトなど
体外循環関連	ダイアライザー (人工腎臓)、血液回路、A V F 針 (翼付動静脈針)、血液浄化用フィルター、生理食塩液、人工心肺用回路など

(5) 主要な営業所および工場 (2020年3月31日現在)

① 当社

本 社	東京都港区
本 店	大分県佐伯市
支 店	東京、大阪、福岡
工 場	佐伯（佐伯市）、三重（豊後大野市）、野津（臼杵市）

② 子会社

カワスミラボラトリーズタイランド	タイ国（本社）
カワスミラボラトリーズアメリカ	アメリカ合衆国（本社）

(6) 使用人の状況 (2020年3月31日現在)

① 企業集団の使用人の状況

使用人数	前連結会計年度末比増減
2,389名	233名減

(注) 使用人数は就業人員数であり、パートおよび嘱託社員は含まれておりません。

② 当社の使用人の状況

使用人数	前事業年度末比増減	平均年齢	平均勤続年数
646名	96名減	40歳	16年

(注) 使用人数は就業人員数であり、パートおよび嘱託社員は含まれておりません。

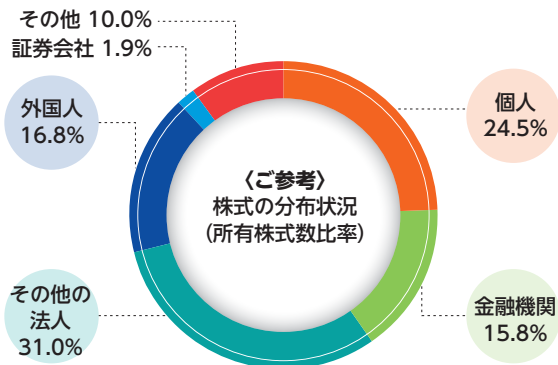
(7) 主要な借入先の状況 (2020年3月31日現在)

該当事項はありません。

2 会社の現況

(1) 株式の状況 (2020年3月31日現在)

- 1 発行可能株式総数 50,000,000株
- 2 発行済株式の総数 22,948,003株
(自己株式2,279,844株含む)
- 3 株主数 2,903名
- 4 大株主（上位10位）



(注) 比率については、小数点2位を四捨五入しています。

株主名	持株数 (千株)	持株比率 (%)
住友ベークライト株式会社	4,762	23.05
旭化成メディカル株式会社	1,000	4.84
エムエルアイ フォー クライアント ジェネラル オムニ ノンコラテラル ノン トリーティー ピービー (常任代理人) メリルリンチ日本証券株式会社	848	4.10
株式会社三井住友銀行	725	3.51
森六ホールディングス株式会社	612	2.96
株式会社伊予銀行	502	2.43
株式会社大分銀行	502	2.43
ステートストリートバンクアンドトラスト クライアントオムニバスアカウント オーエムゼロツウ505002 (常任代理人) 株式会社みずほ銀行決済営業部	476	2.31
川野幸博	423	2.05
川野安博	386	1.87

- (注) 1. 当社は、自己株式を2,279,844株保有しておりますが、上記大株主からは除外しております。
2. 持株比率は自己株式を控除して計算しております。

(2) 会社役員の状況

① 取締役の状況（2020年3月31日現在）

会社における地位	氏名	担当および重要な兼職の状況
代表取締役 社長執行役員	昌 谷 良 雄	
代表取締役 専務執行役員	齊 野 猛 司	
取締役 専務執行役員	宮 島 宏 之	経営企画室担当兼管理部門担当
取締役 常務執行役員	白 濱 憲 昭	研究開発部門担当
取締役 常務執行役員	湯 浅 武 史	生産部門担当 カワスミラボラトリーズタイランド（タイ）取締役
取締役 上席執行役員	太 田 忠 利	営業部門担当
取締役 上席執行役員	前 田 貴 昭	信頼性保証・薬事部門担当
取締役	小 林 孝	住友ベークライト(株)取締役常務執行役員
取締役 (常勤監査等委員)	川 村 滋	
取締役 (監査等委員)	川 野 幸 博	
取締役 (監査等委員)	森 田 徹	
取締役 (監査等委員)	近 藤 安 正	近藤公認会計士会計事務所所長

- (注) 1. 取締役小林孝氏は、社外取締役であります。
2. 取締役（監査等委員）川村滋、森田徹および近藤安正の各氏は、社外取締役であります。
3. 取締役（監査等委員）川村滋、森田徹および近藤安正の各氏は、以下のとおり、財務および会計に関する相当程度の知見を有しております。
- (1) 取締役（監査等委員）川村滋氏は、金融機関における長年の経験に基づく豊富な知見を有しております。
- (2) 取締役（監査等委員）森田徹氏は、金融機関における長年の経験と財務等に関する豊富な知見を有しております。
- (3) 取締役（監査等委員）近藤安正氏は、公認会計士の資格を有しております。
4. 情報収集の充実を図り、内部監査部門等との十分な連携を通じて、監査・監督機能を強化するために取締役（監査等委員）川村滋氏を常勤の監査等委員として選定しております。
5. 当社は、取締役（監査等委員）川村滋、森田徹および近藤安正の各氏を東京証券取引所の定めに基づく独立役員として、同取引所に対する届出を行っております。
6. 当社と各社外取締役は、会社法第427条第1項の規定に基づき、同法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結しております。当該契約に基づく損害賠償責任の限度額は、各社外取締役に善意でかつ重大な過失がないときは、法令が定める最低責任限度額としております。
7. 2020年4月1日付で、以下の取締役の会社における地位が変更となりました。

会社における地位	氏名	担当
代表取締役 社長執行役員	齊 野 猛 司	
取締役 相談役	昌 谷 良 雄	

② 取締役の報酬等の総額

区分	支給人員	支給額
取締役（監査等委員を除く。） （うち社外取締役）	8名 (1名)	258百万円 (5百万円)
取締役（監査等委員） （うち社外取締役）	4名 (3名)	39百万円 (32百万円)
合計 （うち社外取締役）	12名 (4名)	297百万円 (38百万円)

- (注) 1. 使用人兼務取締役の使用人分給与は支給していません。
2. 上記報酬等の額には、2019年6月20日開催の取締役会の決議により、譲渡制限付株式付与のために取締役7名に支給した金銭報酬債権37百万円を含んでおります。
3. 監査等委員会設置会社移行後の取締役（監査等委員を除く。）の報酬限度額は、2016年6月23日開催の第59期定時株主総会において年額300百万円以内（ただし、使用人分給与は含まない。）、取締役（監査等委員）の報酬限度額は、年額100百万円以内と決議いただいております。
4. 年額300百万円以内である報酬枠の範囲内において、社外取締役および監査等委員である取締役を除く取締役に対して、譲渡制限付株式の付与のために支給する金銭報酬債権の限度額を年額60百万円とすることを、2019年6月20日開催の第62期定時株主総会で決議いただいております。

③ 社外役員に関する事項

ア. 他の法人等の重要な兼職の状況および当社と当該他の法人等との関係

- ・取締役小林孝氏は、住友バークライト株式会社の取締役常務執行役員を兼務しております。
なお、当社は住友バークライト株式会社の持分法適用会社であります。
- ・取締役（監査等委員）近藤安正氏は、近藤公認会計士会計事務所の所長を兼務しております。
なお、当社は近藤公認会計士会計事務所との間には特別の関係はありません。
- ・他の法人等の社外役員等としての重要な兼任の状況および当社と当該他の法人等との関係
該当事項はありません。

イ. 当事業年度における主な活動状況

会社における地位	氏名	取締役会 出席状況	監査等委員会 出席状況	主な活動状況
取 締 役	小 林 孝	10/10回 (100%)	- -	企業経営者としての経験や製造業における専門的な見地から意見を述べるなど、取締役会の意思決定に対し適切な助言・提言を行なっております。
取 締 役 (常勤監査等委員)	川 村 滋	12/12回 (100%)	6/6回 (100%)	企業経営者としての経験に基づく専門的な見地から意見を述べるなど、取締役会の意思決定の妥当性・適正性を検証し、助言・提言を行なっております。
取 締 役 (監 査 等 委 員)	森 田 徹	12/12回 (100%)	6/6回 (100%)	金融機関での経験に基づく専門的な見地から意見を述べるなど、取締役会の意思決定の妥当性・適正性を検証し、助言・提言を行なっております。
取 締 役 (監 査 等 委 員)	近 藤 安 正	11/12回 (91.7%)	6/6回 (100%)	主に公認会計士としての専門的な観点から意見を述べるなど、取締役会の意思決定の妥当性・適正性を検証し、助言・提言を行なっております。

④ 取締役会の実効性評価

当社は、取締役会が、当社の持続的成長と企業価値向上に貢献する役割・責務を適切に果たすための機能の向上を図ることを目的に、取締役の自己評価等に基づき取締役会の実効性評価を実施しております。当事業年度（第63期）における取締役会の実効性評価は、以下のとおり実施いたしました。

ア. 評価の枠組・方法

- (ア) 対 象 者 全取締役 12名（内監査等委員 4名）※2020年3月31日時点の現任
- (イ) 実施方法 アンケートにて実施（回答は監査等委員会事務局宛提出）
- (ウ) 調査項目 i) 取締役会の運営 ii) 取締役会の議題 iii) 取締役会に対するサポート
iv) 取締役個人の自己評価 v) 取締役会によるD X推進の取り組み
- (エ) 評価プロセス

アンケート調査結果を監査等委員会事務局にて取りまとめ、取締役会に報告。取締役会において、調査結果に基づく討議を行い、取締役会の実効性について分析・評価を実施しました。

イ. 評価結果の概要

取締役会における検討の結果、当社取締役会は、全体として概ね適切に運営されており、実効性が確保されていることを確認いたしました。今回の分析・評価結果を参考に、当社は引き続き取締役会の実効性の維持・向上に取り組んでまいります。

(3) 会計監査人の状況

① 名称 有限責任監査法人トーマツ

② 報酬等の額

	支払額
当事業年度に係る会計監査人としての報酬等の額	31百万円
当社および子会社が会計監査人に支払うべき金銭その他の財産上の利益の合計額	32百万円

(注) 1. 当社の重要な子会社であるカウスミラボラトリーズタイランド（タイ国）は、当社の会計監査人以外の会計事務所の監査を受けております。
2. 当社と会計監査人との間の監査契約において、会社法に基づく監査と金融商品取引法に基づく監査の監査報酬等の額を明確に区分しておらず、実質的にも区分できませんので、当事業年度に係る会計監査人としての報酬等の額にはこれらの合計額を記載しております。
3. 監査等委員会は日本監査役協会が公表する「会計監査人との連携に関する実務指針」を踏まえ、監査方法および監査内容などを確認し、検討した結果、これらについて適切であると判断したため、会計監査人報酬につき、会社法第399条第1項の同意を行ないました。

③ 非監査業務の内容

当社は、有限責任監査法人トーマツに対して、新会計基準適用に係るアドバイザリー業務についての対価を支払っております。

④ 会計監査人の解任または不再任の決定の方針

監査等委員会は、会計監査人の職務の執行に支障がある場合等、その必要があると判断した場合は、株主総会に提出する会計監査人の解任または不再任に関する議案の内容を決定いたします。

また、会計監査人が会社法第340条第1項各号に定める項目に該当すると認められる場合は、監査等委員全員の同意に基づき、会計監査人を解任いたします。この場合、監査等委員会が選定した監査等委員は、解任後最初に招集される株主総会において、会計監査人を解任した旨およびその理由を報告いたします。

連結計算書類

連結貸借対照表

(2020年3月31日現在)

科目	金額
資産の部	
流動資産	30,670
現金及び預金	20,597
受取手形及び売掛金	5,279
商品及び製品	2,232
仕掛品	593
原材料及び貯蔵品	1,287
前払費用	166
その他	515
貸倒引当金	△1
固定資産	13,460
有形固定資産	9,121
建物及び構築物	3,955
機械装置及び運搬具	1,504
工具器具備品	368
土地	2,081
建設仮勘定	1,200
リース資産	11
無形固定資産	388
投資その他の資産	3,950
投資有価証券	3,541
繰延税金資産	168
その他	263
貸倒引当金	△23
資産合計	44,130

(単位：百万円)

科目	金額
負債の部	
流動負債	3,008
支払手形及び買掛金	1,055
未払金	1,056
未払費用	301
未払法人税等	197
未払消費税	31
賞与引当金	198
役員賞与引当金	34
その他	132
固定負債	2,129
退職給付に係る負債	1,774
その他	355
負債合計	5,137
純資産の部	
株主資本	37,781
資本金	6,642
資本剰余金	6,773
利益剰余金	26,239
自己株式	△1,873
その他の包括利益累計額	1,163
その他有価証券評価差額金	1,253
為替換算調整勘定	0
退職給付に係る調整累計額	△90
非支配株主持分	47
純資産合計	38,992
負債・純資産合計	44,130

連結損益計算書

(2019年4月1日から2020年3月31日まで)

(単位：百万円)

科目	金額	
売上高		22,323
売上原価		14,772
売上総利益		7,551
販売費及び一般管理費		6,903
営業利益		648
営業外収益		
受取利息・配当金	87	
持分法投資利益	14	
作業くず売却収入	61	
その他	17	180
営業外費用		
支払利息	1	
為替差損	8	
減価償却費	20	
その他	3	33
経常利益		795
特別利益		
固定資産売却益	203	
投資有価証券売却益	1,063	1,267
特別損失		
固定資産除売却損	14	
構造改革費用	58	
減損損失	19	
棚卸資産評価損	—	122
税金等調整前当期純利益		1,940
法人税、住民税及び事業税	502	
法人税等調整額	38	541
当期純利益		1,399
非支配株主に帰属する当期純利益		4
親会社株主に帰属する当期純利益		1,395

計算書類

貸借対照表

(2020年3月31日現在)

(単位：百万円)

科目	金額
資産の部	
流動資産	25,021
現金預金	16,054
受取手形	976
売掛金	4,339
商品及び製品	1,589
仕掛品	367
原材料及び貯蔵品	575
前払費用	157
未収入金	261
その他	700
固定資産	13,250
有形固定資産	6,069
建物	2,631
構築物	50
機械装置	405
車輛運搬具	2
工具器具備品	200
土地	1,740
建設仮勘定	1,038
無形固定資産	238
ソフトウェア	237
その他	0
投資その他の資産	6,942
投資有価証券	2,894
関係会社株式	3,789
その他	281
貸倒引当金	△23
資産合計	38,272

科目	金額
負債の部	
流動負債	4,438
買掛金	2,797
未払金	866
未払費用	222
未払法人税等	197
未払消費税	31
賞与引当金	198
役員賞与引当金	34
その他	90
固定負債	1,149
退職給付引当金	748
長期預り金	338
繰延税金負債	52
その他	10
負債合計	5,588
純資産の部	
株主資本	31,430
資本金	6,642
資本剰余金	6,462
資本準備金	6,462
利益剰余金	20,200
利益準備金	368
その他利益剰余金	19,831
別途積立金	8,710
繰越利益剰余金	11,121
自己株式	△1,873
評価・換算差額等	1,253
その他有価証券評価差額金	1,253
純資産合計	32,683
負債・純資産合計	38,272

損益計算書

(2019年4月1日から2020年3月31日まで)

(単位：百万円)

科目	金額	
売上高		21,505
売上原価		15,641
売上総利益		5,863
販売費及び一般管理費		6,018
営業利益		△154
営業外収益		
受取利息	2	
受取配当金	2,568	
受取経営指導料	258	
その他	32	2,861
営業外費用		
支払利息	1	
為替差損	9	
減価償却費	20	
その他	3	35
経常利益		2,671
特別利益		
固定資産売却益	4	
投資有価証券売却益	1,063	1,068
特別損失		
固定資産除売却損	14	
構造改革費用	58	
棚卸資産評価損	30	103
税引前当期純利益		3,636
法人税、住民税及び事業税	501	
法人税等調整額	89	590
当期純利益		3,045

監査報告

連結計算書類に係る会計監査報告

独立監査人の監査報告書

2020年5月13日

川澄化学工業株式会社
取締役会 御中

有限責任監査法人トーマツ

指定有限責任社員 公認会計士 平 野 満 印
業務執行社員
指定有限責任社員 公認会計士 中 原 健 印
業務執行社員

監査意見

当監査法人は、会社法第444条第4項の規定に基づき、川澄化学工業株式会社の2019年4月1日から2020年3月31日までの連結会計年度の連結計算書類、すなわち、連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表について監査を行った。

当監査法人は、上記の連結計算書類が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、川澄化学工業株式会社及び連結子会社からなる企業集団の当該連結計算書類に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「連結計算書類の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社及び連結子会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

連結計算書類に対する経営者及び監査等委員会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して連結計算書類を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない連結計算書類を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

連結計算書類を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき連結計算書類を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査等委員会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

連結計算書類の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての連結計算書類に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から連結計算書類に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、連結計算書類の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・ 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・ 連結計算書類の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・ 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・ 経営者が継続企業を前提として連結計算書類を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において連結計算書類の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する連結計算書類の注記事項が適切でない場合は、連結計算書類に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・ 連結計算書類の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた連結計算書類の表示、構成及び内容、並びに連結計算書類が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。
- ・ 連結計算書類に対する意見を表明するために、会社及び連結子会社の財務情報に関する十分かつ適切な監査証拠を入手する。監査人は、連結計算書類の監査に関する指示、監督及び実施に関して責任がある。監査人は、単独で監査意見に対して責任を負う。

監査人は、監査等委員会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査等委員会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去又は軽減するためにセーフガードを講じている場合はその内容について報告を行う。

利害関係

会社及び連結子会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

計算書類に係る会計監査報告

独立監査人の監査報告書

2020年5月13日

川澄化学工業株式会社
取締役会 御中

有限責任監査法人トーマツ
指定有限責任社員 業務執行社員 公認会計士 平 野 満 ㊞
指定有限責任社員 業務執行社員 公認会計士 中 原 健 ㊞

監査意見

当監査法人は、会社法第436条第2項第1号の規定に基づき、川澄化学工業株式会社の2019年4月1日から2020年3月31日までの第63期事業年度の計算書類、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表並びにその附属明細書（以下「計算書類等」という。）について監査を行った。

当監査法人は、上記の計算書類等が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、当該計算書類等に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「計算書類等の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

計算書類等に対する経営者及び監査等委員会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して計算書類等を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない計算書類等を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

計算書類等を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき計算書類等を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査等委員会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

計算書類等の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての計算書類等に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から計算書類等に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、計算書類等の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・ 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・ 計算書類等の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・ 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・ 経営者が継続企業を前提として計算書類等を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において計算書類等の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する計算書類等の注記事項が適切でない場合は、計算書類等に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・ 計算書類等の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた計算書類等の表示、構成及び内容、並びに計算書類等が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。

監査人は、監査等委員会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査等委員会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去又は軽減するためにセーフガードを講じている場合はその内容について報告を行う。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

監査等委員会の監査報告

監 査 報 告 書

当監査等委員会は、2019年4月1日から2020年3月31日までの第63期事業年度における取締役の職務の執行について監査いたしました。その方法および結果につき以下のとおり報告いたします。

1. 監査の方法およびその内容

監査等委員会は、会社法第399条の13第1項第1号口およびハに掲げる事項に関する取締役会決議の内容ならびに当該決議に基づき整備されている体制（内部統制システム）について取締役、執行役員および使用人等からその構築および運用の状況について定期的に報告を受け、必要に応じて説明を求め、意見を表明するとともに、下記の方法で監査を実施しました。

- (1) 監査等委員会が定めた当期の監査の方針、職務の分担等に従い、内部監査部門と連携の上、重要な会議に出席し、取締役、執行役員および使用人等からその職務の執行に関する事項の報告を受け、必要に応じて説明を求め、重要な決裁書類等を閲覧し、本社および主要な事業所において業務および財産の状況を調査しました。また、子会社については、子会社の取締役、監査役および使用人等と意思疎通および情報の交換を図り、必要に応じて子会社から事業の報告を受けました。
- (2) 事業報告に記載されている会社の財務および事業の方針の決定を支配する者の在り方に関する基本方針および各取り組みについては、その内容について検討を加えました。
- (3) 会計監査人が独立の立場を保持し、かつ、適正な監査を実施しているかを監視および検証するとともに、会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。また、会計監査人から「職務の遂行が適正に行われることを確保するための体制」（会社計算規則第131条各号に掲げる事項）を「監査に関する品質管理基準」（2005年10月28日企業会計審議会）等に従って整備している旨の通知を受け、必要に応じて説明を求めました。

以上の方法に基づき、当該事業年度に係る事業報告およびその附属明細書、計算書類（貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書および個別注記表）およびその附属明細書ならびに連結計算書類（連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書および連結注記表）について検討いたしました。

2. 監査の結果

(1) 事業報告等の監査結果

- ① 事業報告およびその附属明細書は、法令および定款に従い、会社の状況を正しく示しているものと認めます。
- ② 取締役の職務の執行に関する不正の行為又は法令もしくは定款に違反する重大な事実は認められません。
- ③ 内部統制システムに関する取締役会決議の内容は相当であると認めます。また、当該内部統制システムに関する事業報告の記載内容および取締役の職務の執行については指摘すべき事項はなく、その整備および運用についても、継続的な改善が図られているものと認めます。
- ④ 事業報告に記載されている会社の財務および事業の方針の決定を支配する者の在り方に関する基本方針は相当であると認めます。事業報告に記載されている会社法施行規則第118条第3号口の各取り組み（買収防衛策）は、当該基本方針に沿ったものであり、当社の株主共同の利益を損なうものではなく、かつ、当社の会社従業員の地位の維持を目的とするものではないと認めます。

(2) 計算書類およびその附属明細書の監査結果

会計監査人有限責任監査法人トーマツの監査の方法および結果は相当であると認めます。

(3) 連結計算書類の監査結果

会計監査人有限責任監査法人トーマツの監査の方法および結果は相当であると認めます。

2020年5月13日

川澄化学工業株式会社 監査等委員会

社外取締役 常勤監査等委員 川 村 滋 ㊟

取 締 役 監 査 等 委 員 川 野 幸 博 ㊟

社外取締役 監 査 等 委 員 森 田 徹 ㊟

社外取締役 監 査 等 委 員 近 藤 安 正 ㊟

以 上

定時株主総会会場ご案内図

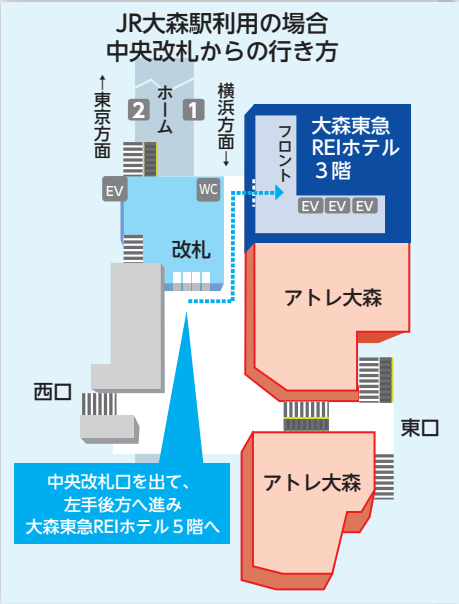
会場

大森東急REIホテル 5階フォレストルーム

東京都大田区大森北一丁目6番16号 TEL 03(3768)0109

■ JR京浜東北線
大森駅(中央改札口) 大森駅ビル内

ロータリー側からお越しの際は、「TULLY'S」内、
奥のエレベーターで5Fにお越し下さい。



※駐車場の用意はいたしておりませんので、お車での来場はご遠慮くださいますようお願い申し上げます。



見やすく読みまちがえにくい
ユニバーサルデザインフォント
を採用しています。

2020年5月29日

株主各位

新型コロナウイルス感染拡大防止へのご協力のお願い

川澄化学工業株式会社

拝啓 平素は格別のご高配を賜り厚く御礼申し上げます。

第63期定時株主総会において、新型コロナウイルスの感染予防および拡散防止のため、株主さまの安全を第一に考えた対応を下記の通り実施させていただきます。なお、今後の状況変化によって、開催場所など株主総会の運営に変更が生じる場合は、当社WEBサイト（<http://www.kawasumi.jp/>）において、お知らせいたしますので、最新の情報をご確認くださいようお願い申し上げます。

敬具

記

1. 株主の皆さまへのお願い

- ① 本株主総会における議決権行使は、書面による方法に加え、今回よりインターネットによる方法が可能となっておりますので、当日の出席によらず、これらの方法をぜひご利用ください。議決権行使方法の詳細につきましては、「定時株主総会のご案内」の6頁をご参照ください。

議決権行使期限：2020年6月17日（水）午後5時45分まで

- ② ご高齢の方、既往症のある方、体調に不安のある方、妊娠されている方は、本総会への出席を見合わせることをご検討ください。
- ③ 本株主総会にご出席を検討されている株主さまは、体温の測定等当日の健康状態に十分留意いただき、くれぐれもご無理をなされないようお願いいたします。また、ご来場される場合はマスクをご準備のうえ、ご来場ください。

2. 本株主総会における当社の対応および来場される株主さまへのお願い

- ① 株主総会の議事は、例年より時間を短縮して行う予定です。
- ② 株主さま同士のお席の間隔を広くとるため、十分な席数が確保できない可能性がございます。
- ③ 本株主総会より、総会当日にお配りしておりましたお土産は取り止めとさせていただきます。また、例年実施しておりました株主さまへのお飲み物と茶菓の提供も取り止めさせていただきます。何卒ご了承くださいようお願い申し上げます。
- ④ 会場では、マスクのご着用やアルコール消毒液のご使用等にご協力をお願いいたします。
- ⑤ 役員および運営スタッフにつきましては、マスクを着用したうえで対応させていただきます。
- ⑥ 当日は、会場受付前にて体温を確認する装置を用意し、体温の高い株主さまのご入場の制限等をさせていただく場合がございます。
- ⑦ 会場において体調不良を感じた株主さまは運営スタッフにお申し出ください。また、体調不良と見受けられる株主さまへ運営スタッフがお声がけさせていただく場合がございます。

以上